●時

舑 畤

74

特 集 、冬期の道路管理 道路局課長エッセイ■┼

冬期の安全な道路交通確保 道路局企画課道路防災対策室防災第二係長 前 佛 和 秀

3

高速道路の雪氷対策 同保全交通部保全第一課課長代理 茂藤 利間 優秀一之 8

冬期路面管理の充実に 向けて 北海道土木部道路課主査(冬季対策) 中谷 登 16

冬期の道路管理・北陸の 冬期の道路交通対策について 現場特性 北陸地方建設局道路部道路管理課 26

東北地方建設局道路部道路管理課長

菅原

道治

22

冬期の道路管理について 鳥取県土木部道路課長 丸岡 耕平 30

冬期の道路管理に関する裁判例 道路局道路交通管理課訟務係 34

公共用地等の先行取得対策について 道路標識 区画 .線及び道路標示に関する命令の改正につい 建設経済局調整課公共用地係長 て 金子 道路法令研究会 清貴

[判例速報] 最近言渡された二つの行政事件の判決について

道路局道路交通管理課訟務係

50

54

道路管理事務担当者便り

般国道四六号「仙岩道路」 と仙岩トンネル防災訓 練 東北地方建設局道路部路政課

シリーズ/あの道 この道

洋上国道五八号 鹿児島県土木部道路維持課技術補佐 東 英雄 61

伊 |予の道―古道からの旅立ち― 愛媛県土木部道路局道路維持課 66

本誌の掲載文は、

時のものです。 がって意見にわたる部分は個人の見解です。 また肩書等は原稿執筆時および座談会等実施 執筆者が個人の責任にお 七歳 $\widetilde{\mathscr{O}}$ 地 図 道路局道路総務課長 倉林 公夫

43

冬期の安全な道路交通確保

建設省道路局企画課道路防災対策室防災第二係長 前佛

和秀

はじめに

策を推進しているところである。 づき、 次積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画に基 提供するため、現在平成五年度を初年度する第10 の振興を図るとともに、国民に広く諸活動の場を 寒冷特別地域における生活の安定を確保し、 国土面積の約六割、人口の約二割を占める積雪 地域の特性に応じた適切な冬期道路交通対 地域

重点に推進しているところである。 交通を確保するため、 道路交通に大きな支障となっている。安全な道路 路面が都市内の交差点等において頻繁に発生し、 イヤへの移行に伴い、以前よりも滑りやすい凍結 また、スパイクタイヤ禁止後、スタッドレスタ 現在、この凍結路面対策を

雪国における道路交通

(1)雪害による道路交通への影響

吹雪が発生し、通行止めなどを引き起こしている ತ್ತ 度の減少や交通容量の減少などを引き起こしてい (写真1・2)。 降積雪による道路幅員の減少等のため、 また、地形、気象等の条件によりなだれや地 旅行速

(2) 凍結路面問題

(1)

○年代、舗装道路の磨耗とそれによる粉じん かし、装着率がほぼ一○○%になった昭和五 性確保に効果を発揮し、急激に普及した。 されて以来、雪氷路面上での道路交通の安全 スパイクタイヤは昭和三八年に販売が開始

の発生による健康や環境への影響が深刻な問

題となった。

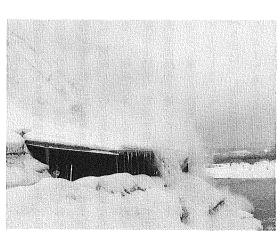


写真1 なだれ発生状況



た。

型車に対してもその使用が禁止となり、 の使用が禁止された。 の発生の防止に関する法律」が公布、 は粉じんがなくなり、真っ白な雪と青空が戻 上全面的に使用が禁止となった。 亚 ・地域住民に喜ばれた。その一方で、 この法律が施行されたことにより、 指定された地域においてスパイクタイヤ 成二年六月には 「スパイクタイヤ粉じん 平成五年四月からは大 平成四 施行さ 雪国で 事実

青森県、 うな凍結路面、 年度の冬期以降、札幌市を中心とした北海道 新聞などで交通事故や交通安全について 道が目立つようになり、 岩手県等で、 いわゆるツルツル路面が発生 ツルツルに磨かれたよ 社会問題となっ

部

2 凍結路

面

務となっている 発進停止の摩擦熱や車両排気熱等が多い都市 発生するようになったとも言われている。 従来はスパイクタイヤにより凍結路面が削ら 繰り返す時に発生すると言われてい っため、 |路管理者としても凍結路面対策の実施が急 タイヤからスタッドレスタイヤに代わり 『の道路に顕著に多く発生している。 への転換などにより滑りやすい凍結路 粗 凍結路面は気温が零度C前後で凍結融解を 面になっていたのが、 交通量が多く交通渋滞による (写真3)。 スタッドレ る。 スパ 車両 スタイ また、 面 Z 0)

0)

ヤ

写真2

地吹雪

非常に滑り易くなっている凍結路面 写真3

雪寒事業一雪寒道路事業一除 車道除雪 -歩道除雪 -防 -防災防雪---雪崩対策 (スノーシェッド 雪崩防止柵等) 地吹雪対策 (防雪柵・スノー シェルター等) 般防雪一消雪施設 チェーン着脱場 気象情報システム 凍雪害防止 路盤改良 流雪溝 - 堆雪幅の確保 └除雪機械整備

\equiv 雪寒事業の概要

(1)

ら地域における産業の振興と民生の安定に寄与す 保に関する特別措置法」(昭和三一年法律第七] るため、「積雪寒冷特別地域における道路交通の確 に基づき、 冷特別地域) 積雪寒冷の度が特にはなはだしい 除雪 における道路の交通を確保. 防雪及び凍雪害の防止に係る事 地域 (積雪寒 号

図 1

業を推進している(図1)。

を指す。また、これらのいずれかの地域に属すいう。)が五〇 m以上の地域を、寒冷地域とは一月いう。)が五〇 m以上の地域を、寒冷地域とは一月の累年平均(過去五年以上の間における平均をの累年平均(過去五年以上の間における平均をあり、積雪地域とは二月の積雪の深さの最大値



٥

る地域のことを積雪寒冷特別地域(雪寒地域)

٤

(2) 除雪事業

実施形態により新雪除雪、拡幅除雪、運搬排雪、行う車道除雪を推進している。車道除雪にはその雪寒機械により道路上を走行して雪の除排雪等を雪寒機械により道路上を走行して雪の除排雪等を

て歩道除雪を推進している。ティを確保するため、通学路等に係る歩道においまた、冬期における安全で快適な歩行者モビリ

路面整正がある。

13 財雷事業

寒冷地域のみ

積雪地域のみ

備を実施している **ぴ予防柵)等や、発生した雪崩に対してその雪崩** 線誘導等のため防雪柵 施設や、 ため防雪柵 対策としては、 防止壁)等の整備を実施している。また、 から道路を防護する施設 予防する施設として雪崩防止柵(雪崩予防柵、 を推進している。 緊急性の高い箇所から計画的に雪崩、 雪崩や地吹雪による交通遮断等を防止するため、 吹雪発生時における視程障害の緩和や視 (吹きだめ柵)、スノーシェルター等の 道路上への吹き溜まりを防止する 雪崩対策としては、 (吹き払い棚) (スノーシェッド、 その発生を 等施設の整 地吹雪対策 地吹雪 雪崩 雪

たん地区などの除雪困難地域を解消するとともに、また、冬期交通のあい路となる急坂路や人家連

面凍結感知計等の冬期気象情報システムの整備をでいる。 をロードヒーティング等消雪施設、急坂路の前後やロードヒーティング等消雪施設、急坂路の前後 をロードヒーティング等消雪施設、急坂路の前後 をに、道路の状況、気象状況などを的確に把握し ようなチェーン着脱場の整備を推進している。さ まうなチェーン着脱場の整備を推進している。さ らに、道路の状況、気象状況などを的確に把握し の利便性向上を図るため、峠部等に積雪深計や路 の利便性向上を図るため、峠部等に積雪深計や路

凍雪害防止

(4)

計画的に推進している。

改良を実施している。

改良を実施している。

改良を実施している。また、凍雪や融雪による路盤の破壊や泥濘化などの被害を防止するため路盤整備を推進している。また、凍雪や融雪による路を確保し円滑な冬期道路交通を確保する堆雪幅のを確保し円滑な冬期道路交通を確保する堆雪幅のを確保し円滑な冬期道路交通を確保する堆雪幅のといる。

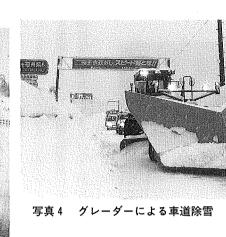
凍結路面対策の推進

四

している。 るため、次のような凍結路面対策を重点的に推進るため、次のような凍結路面対策を重点的に推進スパイクタイヤ禁止後の凍結路面問題に対処す

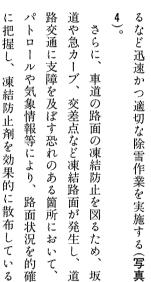
(1) 適時適切な除雪

業を推進しているところであるが、 生を防ぐため、 冬期の道路交通を確保する方法として、 降雪の状況に応じ出動時期を早め 凍結路面の発 除雪作





经营车



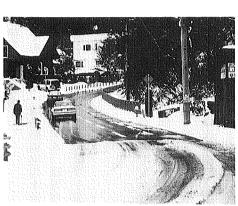
道 坂

消雪施設の整備

(2)

(写真5)。

いて消雪施設を重点的に整備する。 ろの急坂路や人家連たん区間、 整備する。降雪が著しく、 雪パイプやロードヒーティングなどの消雪施設を 凍結路面の発生を防止するため、 交通に支障のあるとこ 交差点部などにお 雪を融かす消



無散水消雪施設 写真6

Cinum 屋根付きチェーン着脱場 写真7

積雪寒冷特別地域全域に拡大するとともに、交差 点においても新たに実施している(写真6)。 (3)

チェーン着脱場の整備等

さらに、

平成七年度より消雪施設の実施区域を

チェーン着脱所の整備も推進する。 場の整備を推進する。休憩所等も備えた多機能 脱を容易にかつ安全にできるよう、チェーン着脱 利用者にチェーンの着脱を促すとともに、 凍結路面が発生する坂道等の前後において道路 その着

冬期気象情報の提供

等に砂箱を設置する(写真1)。

また、

凍結時のスリップを防止するため、

坂道

ならない。 気象状況や路面状況などを迅速に把握しなければ 凍結路面の発生状況を的確に把握するためには、 的確な除雪作業、 凍結防止剤の散布の

い坂道、 的に推進する。 感知計などの冬期気象情報システムの整備を計 実施に資するため、 急カーブ等において積雪深計や路面凍結 峠部や凍結路面の発生しやす 画

することとする(写真8)。 情報提供、 道路利用者に対し道路情報板等用いて、 注意喚起を促し、 道路交通の安全に資

(5) 凍結抑制舗装の開発研究

摩擦抵抗を増大させるものなどがある。 離を促進するもの、 両による舗装体のたわみによって氷膜の破壊・剝 て塩化物等の凍結抑制材を用いるものや、 開発を推進する。 路面凍結を抑制するため、 凍結抑制舗装には、 舗装の表面に粗面を形成させ 凍結抑制舗装の研究 混合物とし 通過車



写真8 道路情報板

(6) 除雪機械の開発

形成の試験を実施している。 雪機械等を試験的に開発する。 面に縦溝を付ける粗面形成装置等を装備し、 粗面を形成させ、 凍結路面発生を防ぐための除 除雪グ レーダに地 粗

(7) 検討体制の充実

している。 実計画」 た。 成される「冬期道路管理連絡調整会議」を設置し 六年一〇月、本省、 通の確保を総合的、 脱スパイクタイヤ後の円滑で安全な冬期道路交 各道路管理者が主体となり「冬期路面管理充 を策定し、 計画的に推進するため、 凍結路面対策を重点的に推進 地方建設局、 道府県等から構 平成

海道、 ての検討を行うこととしてい から効果的な凍結路面対策、 実施するとともに、 成七年度は、 れらについて検討を行っているところである。 道路交通確保に関する検討委員会」を設置し、そ 者からなる「脱スパイクタイヤ時代における冬期 討するため、平成六年一一月、学識者と道路管理 を把握するとともに、 また、 東北、 滑りやすい凍結路面発生状況とその影響 北陸地方において現地試験・調査を 凍結路面発生状況を把握するため北 現状の路面管理と発生状況等 効果的な凍結路面対策を検 道路管理方法につい 平

おわりに

ため、 策に今後とも計画的 また、 期の道路管理の充実を努めているところである。 雪国の生活の安定と産業の振興を図るため、 関係機関とも連携を図りつつ、 道路管理者として凍結路面問題に対処する 総合的に取り組むこととす 凍結路面

委員長 委 員 加来 市 原 照俊 薫 ()別土木研究センター理事長 (北海道工業大学土木工学科

教授)

丸山 福田 暉彦 正 (長岡技術科学大学工学部教 (東北大学工学部教授)

授)

秋田谷英次 清水浩志郎 (北海道大学低温科学研究所 (秋田大学鉱山学部教授)

所長)

今田 美明 (北海道自動車短期大学教授)

和田 惇 (紐北陸建設弘済会理事長)

井上 元哉 (賦高速道路技術センター上

席主任調査役

林 宏 (祔日本自動車タイヤ協会技

術部長

他八名 建設省道路局企画課道路防災対策室長

協力委員

五

に関する検討委員会

高速道路の雪氷対策

J Н 日本道路公団保全交通部保 全第 課 課長代 理 藤 間

保 全 交 通 部 保 全 企 画 課

茂

優

秀之

同

が 大変重要になってきている。

となっている。 める現在、 積雪寒冷地通過延長が高速道路全体の五〇%を占 その中でも高速道路における冬期の路面管理は、 高いサー ・ビスレベルを求められる状況

策はますます重要となってくることが考えられる。 過する路線の増大、 面管理レ また、今後供用が見込まれる積雪寒冷地域を通 ベルの向上等により、 スパイクタイヤ禁止による路 高速道路の雪氷対

いる。

には一日三六〇万台に達し我が国の幹線道路とし

また、高速道路の利用交通量も平成六年度

て重要な役割を担っている。 高速道路の維持管理は、

尼崎間七一㎞)が開通して以来三○年以上が経過

平成六年度末現在で、

五,

六七七㎞に達して

高速道路は、昭和三八年に名神高速道路

(栗東

はじめに

高速道路の積雪寒冷地延長

深が○・三mを超える雪寒地域六○九㎞を含める にあたる二、一六五 を超える重 平 成六年度末現在、 ||雪寒地域を通過してお km は 供用中の高速道 年間の最大積雪深が b 最大積雪 0 約四

等に伴って、 ズの多様化、

サービスレベルの高度化とその対応

朽化路線の増大等の課題に加えて、

高度化、

社会経済活動のご

m

おいては、

供用延長の増大、

大型車両の増加、

お客様のニー 一四時間化

よう保持することである。

しかしながら、

近年に 老

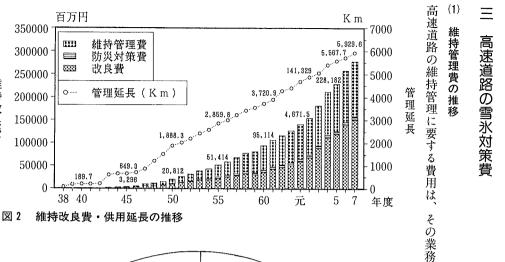
に保ち、

道路利用者が安全かつ快適に走行できる

道路を常に良好な状態

km 6000 年度末延長 5000 雪寒地延長(D, 3m以上) 4000 3000 2000 1000 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 HI 2 3 4 5 6 年度 積雪寒冷地延長の推移

8



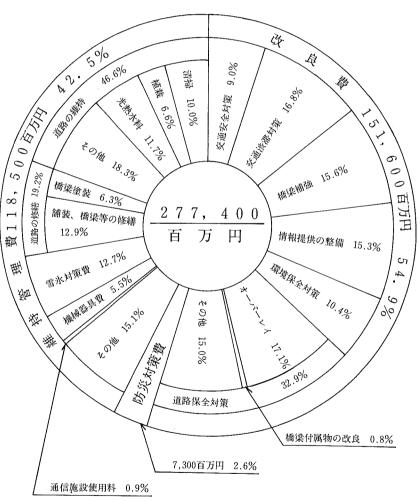


図 3 平成 7 年度 高速道路支出予算内訳

維持改良費

内容に応じて次のように区分されて 維持管理費 Ļγ

1

と供用延長の約半分で雪との戦

いが

行わ

n 7 ķ る

図 1)。

など道路の機能を計画されたレ 清掃、 設備保守、 小 補 ベル以上に維 修 雪氷対策

3

防災対策費

2

改良費

持するために必要な費用

を未然に防ぐために必要な費用。 法面防災対策、

橋梁震災対策など災害発生

年度末供用予定延長 5,929.6km

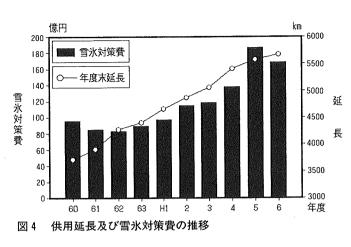
km当たりコスト 47,673千円/km

換算延長 5,818.8km

社会的要望に応え、 元や向上のために必要な費用。 舗装改良、 橋梁補強、 老朽化した道路機能の 休憩施設の改良など 復

道行セ 95.11 9

体の約 管理に要する費用は、 の増大、道路の老朽化、積雪寒冷地延長の増加 延長当たりコストは約四、 九三〇㎞ に伴って年々増加の一途をたどっている(図2)。 ンネル延長比率の増加及び管理水準の高度化など 平成七年度における高速道路の供用予定延長五 高速道路の維持管理に要する費用は、 (図3)。この中で雪氷対策費は、 一三%を占めている。 (換算延長五、 約二、 八一九㎞) 七六七万円となってい 七七四億円、 に対し、 維持管理費全 管理 km換算 維持 延 長



(2) 雪氷対策費の推移

小さい うスタッドレスタイヤの普及や、 びていることがわかる。これは、 b, 策費の推移を図4に示す。 向上が必要となったことによるものと考えられる。 る社会的ニーズの高まりから、 よる要因とともに、 〇年から平成元年にかけては、 高 供用延長の延びに対して雪氷対策費の変動は 速道路の供用延長の延びとそれに伴う雪氷対 が、 平成二年以降は雪氷対策費が急激に伸 スパイクタイヤ使用禁止に伴 これによれば、 気象的な要因もあ 路面管理レベルの 供用延長の伸びに 路面管理に対す 昭和六

四 冬期の交通事故状況

年計画により、 なった。平成三年より実施された交通安全対策五ケ 降は死亡者が急増し、 だ高い水準にある ベ平成三年は四一八人に達し、 入ってから伸びが顕著になり、 高速道路の交通事故の推移は、 平成六年には三一八人と減少しているが、 平成四年以降は (図 5 昭和六二年の一七五人に比 憂慮すべき事態と 特に昭和六三年以 応歯止めがか 昭和六〇年代に ŧ

ように冬期の交通障害の比較的多い道路は Ì 事故率が高い傾向にある。 平 高速道路の冬期の事故状況を代表的な路線につ 路線別、 月別にみると、 北陸道や道央道の 冬期

> り推進することが必要となってきている。 快適な冬期路面を確保するために、 は 提に実施されたものであるが、 用した場合と同等の安全性が確保できることを前 使用と適切な運転によって、 スパイクタイヤの禁止は、 スパイクタイヤの装着率が年々低下傾向にある。 イクタイヤ使用禁止区域が拡大されたことにより、 防止に関する法律」 スタッドレスタイヤの現状を勘案し、 が公布、 スタッドレスタイヤの スパイクタイヤを使 施行され、 道路管理者として 雪氷対策をよ 次スパ

雪氷対策の現況

五

(1)雪氷対策作業の概要

すとおりである。 称しており、 収集に始まり、 道路 交通規制等の対策を行うまでの一連の作業を 公団における雪氷対策作業は、 雪氷対策作業全体の流れは図6に示 解析、 子測、 判断を経て、 気象情報の 雪氷作

らに、 排雪の四種類に分類している 融雪施設の設置、 「除雪作業」と路 「凍結防止剤作業」とに分けられ、 雪氷作業は、 また、このような作業の他に、 新雪除雪、 路面に積雪が生じた場合に行う 圧雪処理、 チェーンベースの設置など施設 面凍結が予測される場合に行う 拡幅除雪、 (表1)。 地吹雪対 除雪作業をさ 及び運搬 策 消

-成二年六月、「スパイクタイヤ粉じんの発生の 面の対策を図るとともに、

交通管理者と協力して

道行セ 10 95.11

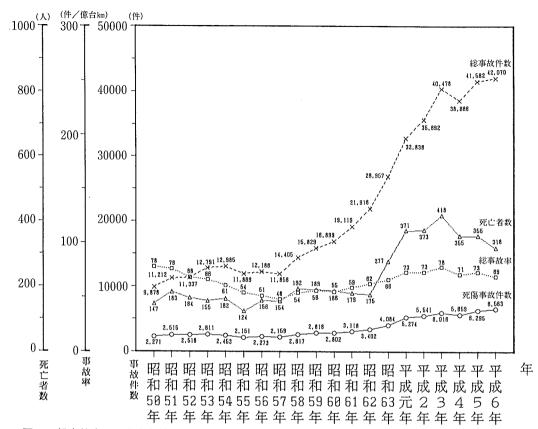


図5 総事故率、死亡者数等の推移

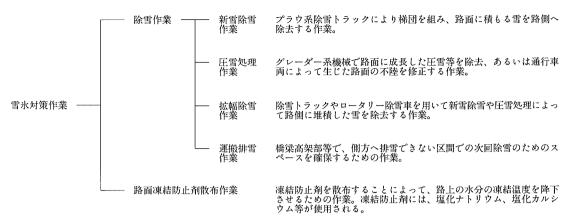


、交通状況等を勘案しながら、必要な雪氷対策の障害(雪氷)の程度に応じ、各道路の地域特高速道路における冬期路面管理は、積雪や凍結

雪氷対策作業の事例

子などを配布し、 る安全運転の啓発やパ での対策も実施している。 冬用タイヤやチェーン装着規制などの交通管 ンの携行の呼び掛けを行っている。 冬用タイヤの装着とタイヤチ ンフ ν ッ ŀ ポスター 情報板等に 小 理 ょ 册 面

雪氷処理作業の種類と目的 表 1



が チ で 交通障害の Ĺγ 7 象区 決と ため 方 頫 工 は w の検討 0) 繁に 1 タ 原 面 間 ため、 1 重大事 剘 か 生じ、 Š 規制等の交通 ٤ 大き を行 Ū 強 T T 4. 名神 故 社会的 客様 雪道に っ b が多く発生した。 養老S た。 1 胩 0 多期 間 7 不慣 規制 要 経済界 w の交通 Ā の 請 タ cm結果、 程度 による イ 1 が n 八日 ₹ あ な ヤ 交通 b 障 õ T 通 0 降 降 害 渋 市 行 Ι 滞 走 雪 雪 雪 Ö 管 車 行 強 C 1 氷 抜 理 両 cz. 一者等 谢 本的 度 間 ょ が が 対 可 策 多 銷

the second area at the most of the

となる対策を配置する」

ことを目

標

1=

低

作業を 質な雪氷対策を 7 の雪氷対策 実施 特性等に ł Ó ŧ L あ T より、 自指 b を実施 L٦ る。 4 して除雪作業や 基本的 Ď 特 して 事 異 いる 例を紹介す な雪氷対策作業を かゞ は 凍 社 可 会的 結 能 防 な 限 ıt. 1 剤 h 行 ズ 作 均

1 名 0 低 走 行 除 雪 (梯 団 作業

導入の経緯

た位置 名神高 域 呯 を結ぶ道路輸送の中枢 /期断続的 は ば 名神高速道路 n 温暖 速道路 にあると る 気象が ヤで走行する車 こな雪が な気候の が通過する彦 いう 激変す は 多 地 舆 理 的 西圏と中京圏 ż 都 的 な役 が多 地 通 巻 要因 稂 心域であ 称 割 「ゲ 中 も加 関ケ を担 京 雪 3 ŋ わ 原 ラ 関 氷 ί, 7 地 雪 挟 西 時 \mathbb{Z} い ŧ 0 地 は る。 は 地 X.

> 防 止剤 走 、設置等の 速走行 行 除 (溶 雪 除 液 (梯 強化対策を実施す 雪 散布装置 団 (梯団) 作業 作業 0) 0 設置 実 施 定置 |式凍

施

ることとした。 情報提供

ii

低速走行除

雪

(梯団)

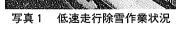
作業と

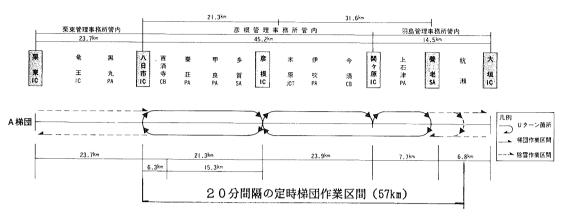
は

除

雪 車

両





2

作業区間概要 図 7

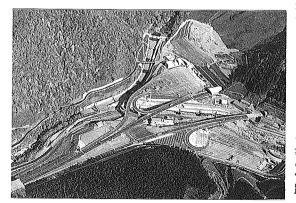
表 2 雪氷対策強化の評価

項	目		対策導入前	対策導入後	効果
閉鎖	<u>[1]</u>	数	45回	19回	58%減
チェーン	規制回	引数	106回	1回	99%減
冬期事	故件	数	193件	113件	42%減

対策前後5年間の比較



写真 2 チェーンチェック状況



チェーンベース設置状況 写真3

線の一 置式凍結防止剤散布装置 業経路から外れるインターチェンジ周辺 等を設置している。 急勾配区間 部区間等の除雪作業困難箇所には、 低速走行除雪作業を補強する施設 ・事故多発区間及び梯団作 (常温塩水一〇%濃 の 定

閉鎖や事 これらの補強対策の結果、 故の面で大きな成果を得ている 雪氷障害に 伴う

> 雪地帯に位置してお \bigcirc の長大トンネルで、 大積雪深四 自動車道を利用して訪れ スキー客は、 m の湯沢を結ぶ延長約 関越トンネルは、 新潟県湯沢町を中心とするスキー <u>-</u> m ~六七〇 m 年間降雪量八 mにあり、 関東方面の 年間降雪量二四 その両坑口 b 群馬県側 チ 水上側で、 無雪地帯から、 エ m $\,\mathrm{km}$ 0 の水上と 湯沢側で、 は 場の 主な 関

応が不可欠な区間となってい スタッドレスタイヤ等の雪路タ ーン規制等の対 の日本でも有数 mと一級の豪 最大積雪 標高六四 新潟県 バイヤ 最

関越トンネル前後のチェ 1 ンチ ı ッ

もに、

両を誘導するものであ

二台で梯団を組

二〇分間隔の定時ダイ

2

により雪氷作業を行って路面を確保するとと

般車両の先頭頭押さえを行って、

(1) 湿塩散布車の導入

三割 チ よる事 期 かゞ 前でのチェ れを起こすことが予想され、 を行うの る前にチェ の チェ き 普及 チ ゙エ 通常 は関東方面 1 おいては、 が ı ・故防止の観点から、 チェ 、装着車両がトンネル内でチェ ĺ が ン装着確認を実施している。 チェ ーン脱却確認とトンネル出口部 1 装着率は増加して 一般的であるが、 マ 1 jν 「からのスキー客が多いため、 ン携行確認やチェ トンネル延長が非常に長 ンチェックは、 ックが必要となってい タイヤ装着車であり、 トンネル入り チェー 関越トンネル いるも ーン装着確認 降雪地帯に入 Ō この措 降雪 Ó 切 Ì 白手 れに 前

冬

散布車

進行方向

雪氷対策の効率化にむけて

固形剤槽

溶液槽

チェ

ンベ

ースを兼ねた大規模なパーキング

エリアを設置している。

も必

要で、 1

このため、

トンネル両坑口には、

保 置

一面の摩耗防止等道路構造上の観点から

スクリュー混合部 回転盤 9 _{12/2}

は、

٢

ンネル内の環境確保、

走行速度の確

7

して 努力してきたところであるが、 効率化の具体的な内容を以下に紹介する。 加 効率的な雪氷対策については、 いく必要がある。 経費節減等を考慮すれば、 現在検討している雪氷対策 今後の供用延長の これまでも鋭 さらに 層 推 進

増

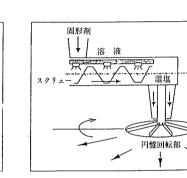


図 8 湿塩散布車

(気象予測データ) 情報交換 気象中央局 気象情報提供機関 交通管制 気象中央周 観測データ システム システム 気象予測情報提供システム (管理局) 異常気象値 情報ターミナ チ トラフィック カウンター ロステーミルシステム 情報板 ハイウェイ 他局情報 ラジオ (隣接事務所観測データ) (地点の観測データ 気象監視局 気象監視局 気象監視局 気象予測データ) (事務所) 気象情報 気象情報板 気象情報板 観測局 観測局 観測局 観測局 観測 観測局 観測局 観測周 観測局

※観測局の気象観測機器には、気温計、路温計、降雨検知器、雨量計、風向風速計、BS 計、VI 計等がある。

図 9 気象オンラインシステム

て、 剤散布直前に固形剤に溶液を混合して散布す 量の抑制、即効性、持続性の向上を目的として、 従来の固形剤に比較して、 る湿塩散布車の導入を図っている 従来のJHの固形剤の標準散布量に比較し 凍結防止剤散布を実施する場合において、 二~三割程度の使用量の削減が期待でき 凍結防止剤の飛散 (図 8)。

2 気象オンラインシステムの導入

在全国展開を図っている の気象予測精度の向上を図るものであり、 アルタイム化を進め、 を有機的に結合し、 気象中央局(管理局)及び気象情報提供機関 データとして伝送し、 象オンラインシステムは、 広範囲の気象データをもとに、職員が作業の 『機器の気象データを管理事務所にデジタル 雪氷対策作業は、 雪氷体制の規模等を判断している。 データ通信の効率化、 天気予報や気象協会等の 気象監視局 気象情報提供機関から (図 9)。 現地にある気象観 (事務所)、 IJ 現 気

七 雪氷対策の課題

度に応じて必要な対策を行う」というものであり、 考え方は、 準の設定があげられる。 雪氷対策の今後の課題としては、 基本的には、「積雪や凍結等の障害の程 従来のJHの雪氷管理 新たな管理 0 水

> 限り均質な雪氷対策を実施し、 各道路の特性、 けないよう努力してきた。 交通状況を勘案しながらも可能な 路線間の格差をつ

ある。 同様な雪氷対策の実施は、 断道路等では、採算性や効率性の面から、 する当面多くの交通量が望めない重雪氷区間の横 交通状況に応じた雪氷管理水準のあり方について 著しく異なるケースが出現しており、 の検討が必要となってきている。特に、 な雪氷地域の道路でも、道路の特性、 しかしながら、供用延長の増加とともに、 慎重に判断する必要が 道路特性 交通状況が 今後展開 従前と 同様

常時多数の雪氷用機械を保持することは、 頻度の低い地域で、恒常的な冬期交通確保のため 不経済なものとなる。 また、重交通路線においても、 雪氷障害の発生 非常に

現在、 期交通確保を図る事が重要な課題である。 されるお客さまの協力も得て、 道路管理者と交通管理者が相互に協調の上、 採算性等の投資効果についての検討を進めながら に応じた適切な管理水準を設定し、 高速道路料金の問題が大きな注目を集めている 高速道路に求められるサービスレベルと、 地域や道路の状況 高速道路の冬 利用

1 組むべき課題として、 今後新たな雪氷管理水準の検討を行ううえで取 雪氷対策費用と便益による投資効果の検討 以下の事項が挙げられる。

に全力を尽くしていきたい。

h

2 設定 地域や道路状況に応じたサービスレベ jν 0)

- 3 効率的な雪氷作業の検
- 4 (5) 道路構造の検討による雪氷対策の効率化 お客さまへの的確な道路情報提供方法の検討

Л おわりに

6

お客さまの協力を得るための広報検討

べき課題は多い。 るPRの強化等JHとして真剣に取り組んでいく 体制の効率化、 高速道路の雪氷対策は、 管理水準の検討、 雪氷対策技術の改良 お客さまに対す

畃 てのバランスを保った対応が大変重要となる。 成しており、円滑な交通確保のためには、 関と異なり、 まの理解と協力が不可欠である。 「交通管理者」「道理管理者」が三者一体となっ 効率的に実施していくためには、「お客さま」 かしながら、 お客さまおのおのが交通の流れを形 道路はその性格上、 雪氷対策を効果 他の交通 お客さ 機

を頂きながら、 めていく必要があると考えてい に対する的確な広報を充実して、 的な雪氷対策の実施に努めるとともに、 最後に、 JHとしては、 お客さまをはじめ関係各機関のご指導 安全で快適な高速道路の交通確保 今後ともより一層適切かつ効率 理 解と協力を深 お客さま

冬期路面管理の充実に向けて

北海道土木部道路課主査(冬季対策) 中谷 登

広大な面積の中に二一二の市町村が点在し、広域 れる面積に匹敵し、九州の約二倍の広さがあり、この 期での約二二%を占め、東北六県に新潟県を合わせた ていれ海道は総面積八万三、四五一㎞を有し、全国 指電

はじめに

止に関する法律」が施行され、これに基づく指定で平成二年に「スパイクタイヤ粉じんの発生の防一部を除き降雪が多く、寒気の厳しい気象条件下一部を除き降雪が多く、寒気の厳しい気象条件下雪地帯に全地域が指定され、うち九四の市町村が雪地帯に金地域が指定され、

活動を支える重要な社会基盤となっている。依存する度合が非常に大きく、地域の生活、

分散型の社会を形成しており交通手段として車に

れている。 期交通を確保することが強く道路管理者に求めら 指定され、残り一四市町村が未指定市町村となっ 指定から、平成六年の三次指定まで一○二市町が 指定から、平成六年の三次指定まで一○二市町が

除雪基準(案)の検討

経済

ら、除雪基準を根本的に整理、組立直すことが必ら、除雪基準を根本的に整理、組立直すことが必なることもあり、さらには、凍結路面のように今た。しかし、道内の気候は、地域により非常に異た。しかし、道内の気候は、地域により非常に異た。しかし、道内の気候は、地域によるランクが、すなわち道路に重要度を付けてそのランクク付、すなわち道路に重要度を付けてそのランクク付、すなわち道路に重要度を付けてそのランクク付、すなわりに、

二月に「北海道道路除雪マニュアル案」として整ち、路面管理水準や基本となる除雪水準を定めるら、路面管理水準や基本となる除雪水準を定めるら、路面管理水準や基本となる除雪水準を定める。とを主たる目的として「北海道道路除雪基準作成委員会」を平成六年八月に発足させた。

「大谷」では、通常の車道の除排雪の他、歩道除電楽についても委員会にて検討され、平成六年一度を定める。

「大谷」では、通常の事道の除排雪の他、歩道除水準を定める。
「大谷」では、地域を表達しながます。

除雪幅員・路面管理について報告する。 今回特に、冬期道路における主要な課題であ

理された。

一 除雪目標とサービス水準

除雪目標は除雪の具体的な行動基準を示すもの

恵している。・・ 各路線毎の除雪水準を設定するものである。・・ で、各路線毎の除雪水準を設定するものである。・・ で、各路線毎の除雪水準を設定するものである。

路線の区分について

1

び路面管理水準を設定する。に基づき四種類に分類し、それぞれの作業体制及に基づき四種類に分類し、それぞれの作業体制及除雪作業等を実施するに当たり道道を次の基準

(1) 自動車交通量による分類 (H2交通センサス

- ①:自動車交通量T≅五、○○○台/12㎡
- ②: " 五、〇〇〇八丁八二、〇〇〇
- ③· " 二、○○○>T≦五○○
- ④· " T<五〇〇台

主要道道(平均)T ≒二、○○○台/12 hr

一般 " (平均) T≒一、二〇〇台/12日

注:札幌市除き

③L≒四、八五○㎞ ④L≒四、三八○㎞

A・都市(市町村)間を連絡している。(2) 道路の利用実態による分類

計L=一、三〇km

(H2路線実延長)

- ・物流の主要なルートとなっている。
- ンターへのアクセス道路となっている。域の中核的な医療施設等)、及び高速道路のイ・主要な公共施設(駅、空港、港湾、漁港、地
- ・主要な観光地へのアクセス道路となっている。
- 国道〜国道を連絡している。
- 国道~道道
- ・道道~道道 "

B・A(上記)以外の路線

(3) 除雪区分

雪作業もあり得る。 生記の(1)、(2)を考慮して除雪区分を次のように 決める。なお除雪体制(除雪時間)は五時~二二 時を基本としているが、気象状況(今後の降雪量、 時を基本としているが、気象状況(今後の降雪量、 時を基本としているが、気象状況(今後の降雪量、 時を基本としているが、気象状況(今後の降雪量、

(表1)。 同様な二四時間体制を早期に整備する必要があると国道(特に国道一種路線L≒四、四○○㎞)と

2 除雪水準について

(1) 除雪幅員

次のとおりとする。 除雪作業の幅員は第一級~第四級にかかわらず

1

車道

.

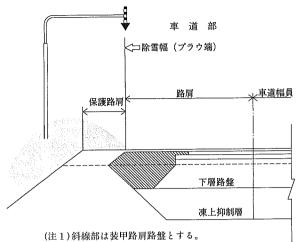
区 分	Т	利 用	除雪体制
第1級	1	А•В	5 時~22時除雪を基本とする。
第2級	2	А•В	n
** 0 \$1L	3	А•В	
第3級	4	A	"
第4級	4	В	n .

- **車道の除雪作業幅員は基本的に次のとおり**
- ルダー)端とする。・除雪幅 (プラウ端) は装甲路肩 (ハードショ
- □程度とする。
- 護柵の前面二○㎝程度とする。ガードパイプ等)のある場合は除雪幅は防防護柵(ガードケーブル、ガードレール、
- 面一○㎝程度とする。・中央分離帯のある場合は除雪幅は縁石の前

② 步道

とするが、歩道の構造上(歩道幅員、電柱等歩道の除雪作業幅員は一・五m以上を標準

除雪作業幅



※プラウ端は装甲路肩端とする。

(2) 路面管理

冬期路面の管理は基本的には舗装路面の露出

3.

)除雪支障物件の有無)やむを得ない場合は 0 m以上とする。

3

橋梁

橋梁で歩道のある場合は歩道の除雪作業幅 橋梁で歩道のない場合は除雪幅は地覆の前 面 $\frac{1}{0}$ m程度とする。

場合は 員は一・ 五. 0 m以上とするが、 m以上とする。 やむを得ない

> 有り得る な (表2)。

以上のような基準のもとに平成六年度より、

全

供の充実、 やさしい薬剤の散布 道の除雪目標としており 強化に努め、 横断歩道のゴム舗装」 冬期路面管理の充実に取り組んで 道路利用者への道路情報 「除排雪の強化、 など、 維持管理 環境に

目標とするが、当面は除雪区分 毎に路面のわだち深さで管理することとする。 お 降雪量等によっては目標を下回る場合も (第 一 級~第四級

縁石のある場合 0.10M 、 <□ 除雪幅(プラウ端) 路肩 車道 0.25~ 下層路盤 凍上抑制層

防護柵がある場合

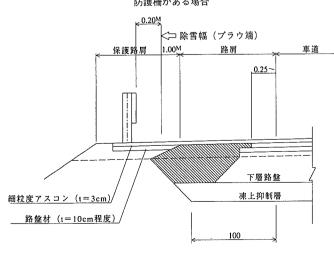
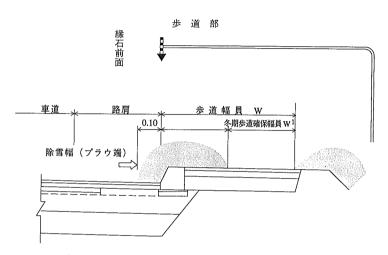


表 2	
区分	路 面 管 理 水 準 (機械除雪による目標)
第1級	舗装路面の露出を目標とする。
第2級	路面の <u>わだち深さ</u> 0~2 cmを目標とする。
第3級	路面の <u>わだち深さ</u> 0~5 cmを目標とする。
第4級	路面の <u>わだち深さ</u> 0 ~10cmを目標とする。

- (注) 1 わだち深さとは除雪面からの凹凸 の深さをいう。
 - 2 第2級以下の路線であっても気象 条件(降雪量、気温等)を勘案し極 力、舗装路面の露出に努めること。

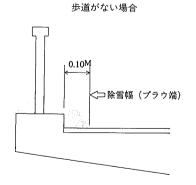
中央分離帯がある場合

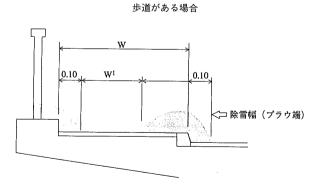




歩道幅員($\mathbf{W}^{\mathbf{I}}$)は1.5m以上を標準とするが、歩道幅員から止むを得ない場合は、1.0m以上とする。

橋 梁 部





歩道幅員(\mathbf{W}^1)は1.5m以上を標準とするが、歩道幅員から止むを得ない場合は、1.0m以上とする。

-															
	年 度		平成元年度		平成 2	年 度	平成:	9 年度	平成 4	年度	平成:	5 年 度	平成6年度		
種	別			路線数(本)	延 長 (km)	路線数(本)	延 長 (km)	路線数(本)	延長(㎞)	路線数(本)	延長(㎞)	路線数(本)	延長(km)	路線数(本)	延長(km)
-15-	実	延	長	828	11,269	829	11,310	832	11,340	835	11,414	824	11,102	826	11,135
러니	未	供	用		355		329		334		340		281		281
海	歩	道 延	長		4,024		4,229		4,420		4,592		4,561		4,736
(PF	交	通 不 能	(冬期)	141	1,253	143	1,152	146	1,154	147	1,195	143	1,129	139	1,092
道	異 '	常気象交	通止	105	480	103	453	105	493	99	460	88	468	92	477
	雪:	寒法指定	延 長		11,141		11,141		11,141		11,141		11,141		10,978

除	雪	事	業	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度
			公共	3,417	3,561	3,756	3,906	4,005	4,107
事	業費	(百万円)	単独	1,837	1,917	2,333	2,922	3,408	3,756
			合計	5,254	5,478	6,089	6,828	7,413	7,863
			公共	9,708	9,775	9,842	9,906	9,660	9,741
車	道除雪	延 長(km)	単独	381	421	405	382	323	289
			合計	10,089	10,196	10,247	10,288_	9,983	10,030
			公共	445	475	505	535	658	738
歩	道 除 雪	延 長(km)	単独	3,407	3,730	3,871	3,987	3,875	3,875
			合計	3,852	4,205	4,376	4,522	4,533	4,613
除	雪	率(%)	車道	89.5	90.1	90.4	90.1	89.9	90.1
PST.	∌	± (/o)	歩道	95.7	99.4	99.0	98.5	99.4	97.4
			公共	663	677	690	698	698	698
運	搬排雪	延 長(km)	単独	94	115	130	162	153	184
			合計	757	792	820	860	851	882
除電	雪ステージ	′ョン(箇所)	93	· 87	86	86	87	89
	橋 梁	延長	箇所	4,717	4,751	4,769	4,820	4,701	4,733
	加米	<u> </u>	km	154.6	158.4	161.4	164.6	159.1	162.1
関	トンチ	ル延長	箇所	69	70	73	76	70	73
	トンホ	// 选 及	km	13.5	13.8	14.6	17.1	15.7	16.4
	71_	シェッド	箇所	44	46	49	49	51	51
連		<u> </u>	km	4.7	5.3	5.4	5.4	6.4	6.4
	7 /	エルター	箇所	16	19	22	29	31	31
	~//	1/1//	km	2.9	3.4	4.3	6.4	6.7	6.7
施	ID 办	通箇所	立体	105	105	108	108	105	105
) N. X.	四月川	全体	313	284	285 ·	286	280	277 .
	チェー	ン着脱所	箇所	2	12	28	46	55	56
設	道路情報	提供装置	箇所	119	133	148	164	195	212
	流	雪 溝	市町	4	8	9	9	10	10
	気象情報	システム	箇所			1	2	5	7

(注) 流雪溝は供用している市町数とする。なお、平成6年度現在供用している市町は10市町である。(俱知安町、砂川市、福島町、黒松内町、岩内町、増毛町、下川町、京極町、喜茂別町、今金町) ※北海道が管理していない流雪溝は含まれていない。

〈参考〉 平成 6 年度除雪機械台数調書

	···																上段	:市町村多	長託機械
				ĩ	直 営 路	線			中断: f	上機械			委	託路;	線		中断	: 貸与機材	哎
土 現	名								下段: 🛚	直営機械							下段	:委託機材	戓
		トラ	ック	グレー	F -	ザー	п	タリ	薬剤		トラ	ック	グレー	F -	ザー	п –	タリ	薬剤	計
		サイド付	その他	ター	大 型	小 型	大 型	小 型	散布機	計	サイド付	その他	ター	大 型	小 型	大 型	小 型	散布機	計
		台	台	台	台	台	台	台	台	台	2台	1台	2台	3台	台	3台	1台	台	12台
札	幌	14	28	24	31	17	16	9		139	3		2			6	3	2	16
		22	18	18	11	4	27 _	9	4	113	32	61	40	39	15	41	9		237
												1	1	2		1			5
小	樽	4	15	6	11	2	9	1		48	2	1				6	3	1	13
		16	13	13	7	2	15	8	2	76	9	22	8	9		18	5		71
						1						3	1	1		1	1		6
函	館	2	26	17	40	4	8	7		104	2	3	1			2			8
		7	18	6	5	1	9	11	4	61		18	18	14	9	9	3	1 '	72
												1	1					ļ	2
室	蘭	1	10	3	4	1		1	1	21	10	8	3	3	1	5	3	3	36
		7	15	5	5	1	3	6	1	42	5	26	20	17	5	6	6	5	90
												2	1						3
旭	Щ	2	12	6	4	1		2		27	6	4	1			6	1		18
		20	16	12	10	9	16	10	3	96	14	31	31	31	8	17	11	4	147
留	萌	2	8	2	5	3	1	2		23	9	4	1	2		7	4	1	27
		10	9	3	6		9	5	1	43	6	13	10	10		8	4		51
											3	2	1	1	_	4	l .		11
稚	内				3				1	4	17	10	4		1	18	4		53
		7	5	3			8	4	2	29		2	3	8		1			15
											1	4	2	3		2			1
網	走	6	8		3		4	1		21	13	8		1		4	2	1	29
		16	19	7	8	2	10	11	2	75	1.5	24	16	12	2	7	5		81
***	-4										1	9	3	1	1	1	2		26
帯	広			1		4		2	١,	7	11	10	3		1	1	4		34
		17	14	9	6	1	8	16	4	75	2	13	14	3	-	1			7
Au	ΠÆ-	10	10	00	000					67	1.0		1	3		_	7	4	47
釧	路	10	10	20	20	2	3	2		67	16	8	2	0.7	,	10	1	4	100
		11	10	4	5		5	7	ļ	42	10 7	16 25	36	27	1	12	2		74
	,	1			101	0.4	43	0.7		467	1 .	1			-			11	273
青	r	40	117	79	121	34	41	27	2	461	89	56	17	6	1	64	29		898
		133	137	80	63	19	110	87	23	652	93	226	196	171	44	111	47	10	898

土現保有機械:925 土現非保有機械:1,433 合計 2,358

冬期の道路管理

冬期の道路交通対策について

建設省東北地方建設局道路部道路管理課長 菅原 道治

はじめに

参照)。 は、総面積の九八%が積雪寒冷地域である(図1は、総面積に、約九七〇万人が居住している東北地方な面積に、約九七〇万人が居住している東北地方国土の一八%にあたる六万七、〇〇〇㎞の広大

の輸送などが活発になるにつれ、無雪期と同じよわれるといっても過言ではない。過去においては、雪に閉ざされ、雪によって発展を妨げられていた地域であったが、道路が整備展を妨げられていた地域であったが、道路が整備

て、 に対する強い要請に応えるべく様々な施策に取り 上の重要な課題となってきており、 大きいものがある。 ており、 組んでおり、 (円滑) また、近年では、脱スパイクタイヤの浸透によっ 冬期路面の維持・管理が従前にも増して管理 当然のことながら、 性の確保に対する地域の期待は、 以下にその主な概要について紹介す 道路の安全性、 信頼性の向上 非常に 定時

二 降雪状況

3

ただし、六〇年度を最後にここ九年間の冬は少雪五八、六〇年度とほぼ二~四年周期で現れている。近年における豪雪年は昭和四八、五一、五五、東北地方の年度別降雪量の推移を図2に示す。

うな生活が営めるようになった。

しかし、

公共交通機関の整備の遅れによって、

「自動車」への依存度は、全国平均を大きく上回

昨冬(平成六年度)の累加降雪量は平成五年度で推移しているところである。

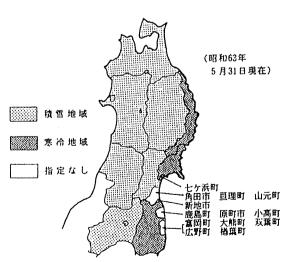


図1 東北における積雪寒冷地域指定地域図

うち岩手、宮城、 福島各県の太平洋沿岸部を除く

除雪対策

東北管内直轄国道一三路線、 約二、五六〇㎞の

に引き続き平年並みとなり、 700 614 595 600 524 524 500 490 平均値 422 500 462 457 457 444 432 411 407 400 300 降雪の特徴は、 200 100 42 43 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 H1 H2 H3 H4 H5 H6 降雪

図 2 年度別累加降雪量の推移

対応が求められている。 また、スタッドレスタイヤの普及によって、 新

進展に伴うスリップ事故も増大している現状にあ 除雪を強化しているものの、 対象区間の大部分がスパイクタイヤ使用禁止地域 の徹底を図り、降雪・凍結時の出動の迅速化など、 になっており、 除雪については、表1・図3で明らかなように、 より充実した除雪体制 除雪オペレータの待機や除雪巡回 よりきめ細かな除雪 脱スパイクタイヤの

積雪地域内の除雪費対象区間延長約一、

七四 九

を一〇事務所、三二出張所で除雪にあたっている。 表 1 スパイクタイヤ使用禁止地域指定

	状汤	一覧	表	平成	戈7年3	月現在
県名	市町村 数	地域指 定市町 村数 (B)	B/A (%)	指定年月日	備	考
青森	67	47	70	H.3.1.17 (第1次指定)	①岩手県に 指定で7日 加指定	
岩手	59	53	90	H.3.1.17 (第1次指定) H.3.3.29 (第3次指定)	加指定 ②山形県に 指定で全界	
宮城	71	69	97	H.3.1.17 (第1次指定)		
秋田	69	41	59	H.3.2.26 (第2次指定)		
山形	44	44	100	H.3.1.17 (第1次指定) H.7.2.11 (第10次指定)		
福島	90	76	83	H.3.1.17 (第1次指定)		
計	400	330	83			

使用禁止地域 無指定地域 直辖国道

期当初が非常に多雪であったが、

奥羽山脈を境に

沿岸部や峠部で比較的降雪量が多くなったことで 日本海側内陸部や太平洋側では少雪で、日本海側

スパイクタイヤ使用禁止地域指定図 図 3

より、 このため、 たに路面の鏡面化という問題が生じてきている。 している。 除雪グレー とくに鏡面化対策として、平成四年度 ダーに溶液散布装置を順次装着

四 凍結防止対策

ている。 剤の設置や、 アルの確立等のソフト面への取り組みを行ってき ド面とあわせて、凍結予測の精度向上、散布マニュ 所等を主体に凍結防止剤の散布を行っている。 飽和状態にきており、 出入り口部、 主に、 凍結防止剤の散布については散布量、回数とも 急勾配区間、 効率的な薬剤散布機械の開発等のハー 信号交差点、 急カーブ、 今後は、 日陰部、事故多発箇 定置式の凍結防止 橋梁部、 トンネ

五 消融雪施設の整備

ているところである。 ヒーティング及び散水ノズル式について設置して トンネル湧水の利用や更なる利用等の検討を行っ いるが、イニシャル及びランニングコストが高く、 車道部における消融雪施設については、 口 1

要が高まるものと予想され、 家連胆部等で歩行者の多い地区を主体に、 歩道部における消融雪施設については、 高齢化社会の進展に伴い、 今後は、 ますます需 代替フロン 設置し 特に人

> 肥熱の利用等、 組みを行っている(写真1)。 0)利用等、 環境に配慮するとともに、 新たな技術開発への積極的な取 太陽熱や堆

六 チェーン着脱場の整備

冬期、発酵槽での堆肥熱調査

は、 イバーへの対策としてもチェーン着脱場の整備の 増加により、関東方面からの雪道に不慣れなドラ 著しいのが特徴である。また、近年の交流人口の 峠越えのルートが非常に多く、 の寒冷と、地域による気候が極端に変化し、 の情報ターミナルとの併設など多機能型のチェ 灯等利用者の利便性の向上とともに、「道の駅」等 重要性は益々高まってきている。 ン着脱場の整備を進めているところである。 東北地方の冬期は、日本海側の豪雪、 休憩場、 片屋根、ジャッキアップ装置、 路面状況の変化が 整備にあたって 太平洋側 また、 照明

七 気象情報システム等の整備

より、 ž, シ の なること、 .ステムの拡充に努めている。 確保が図られることなど、除雪の効率化にむけ 道路気象情報システムの整備を充実することに 効率的な除雪及び初期除雪の迅速化が可能に 路面凍結等の情報がリアルタイムに把握で また予測を行うことによって除雪体制

るだけでなく、 だ 収集した情報を良好な路面管理 情報ターミナル、 情報板、 に利用す 路側放



写真1

95 11 消行や

滑な冬期交通を確保していく必要がある。り、道路管理者、道路利用者双方により安全で円り、道路管理者、道路利用者への情報提供によ

〉 凍結抑制舗装

なってきている。このため、結露等の凍結路面や剤散布のみでは、日常の維持管理がかなり負担に多期路面防滑対策として、機械除雪や凍結防止



更なる技術開発と創意・工夫も必要であろう。を目前に控える雪国の地域ニーズに応えるため、る施策について、簡単に紹介したが、高齢化社会

写真 2 凍結抑制舗装

手前が凍結抑制舗装、奥が一般舗装

し、追跡調査を行っている。ルト合材に添加した凍結抑制舗装を試験的に施工から、粒状ゴムや塩化物系の凍結抑制剤をアスファがら、粒状ゴムや塩化物系の凍結抑制剤をアスファがら、粒状ゴムや塩化物系の凍結抑制剤を正気

検討していく(写真2)。 今後も引き続き試験施工、調査を行い総合的に

九 おわりに



冬期の道路管理

冬期の道路管理 ・北陸の現場特件

建設省北陸地方建設局道路部道路管理課

北陸の気象特性

的多く、 みる豪雪地帯であるとともに、年間降水量も比較 北陸地方建設局管内の気象は、世界でもまれに 四季を通じて厳しい気象状況にある。

い北西の季節風による交通障害が発生し易いこと 冬期間には更に、西高東低の気圧配置から、 強

も特性としてあげられる。

北陸地方の気象特性を列記してみると

(1)月別平均気温

北海道、 東北より暖かい。

同じ雪寒地域の北海道や東北地方より気温は高 平野部で平均気温が氷点下の地域はない。

える。

冬期の降水量

(2)

・日本最大の冬期降水量

時期としては全国で最も降水量が多い。 は この特性が顕著に見られる新潟県上越市高田で 一二月と一月の降水量は四○○㎜を越えこの

(3)最大積雪深

ている。 山間部には三○○㎝を越える地域が広く分布し

なっている。 越え、内陸平野部では一〇〇~二〇〇㎝の範囲と 海岸地域でも、最大積雪深の平均値は五○㎝を

累計降雪量

・最近一〇ヵ年平均でも、 山間部では一三mを越

冬期の道路管理

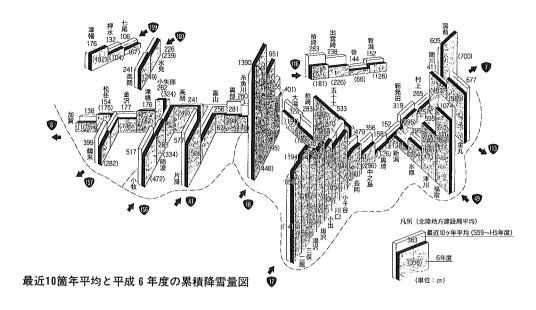
(1) 管理区間

六・一五七号及び地域幹線である一一六・一五九・ 県において、日本海を縦貫する七・八号、本州を 管理している。 横断する一七・一八・四一・四九・一一三・一五 六○号の計一二路線、延長L=一、○○○㎞ 北陸地建の管理区間は、新潟、 富山、 石川の三

(2) 路面管理

1 薬剤散布状況

それに対応した路面管理を行うため、 生の防止に関する法律」の罰則規定が適用さ れたことによりスタッドレスタイヤが普及し 平成四年四月から「スパイクタイヤ粉塵発 従来の



による交通障害を未然に防止するために、 (3) 積雪の多い地域では、 斜面管理 降雪による落雪や雪崩等

斜面の

薬剤散布箇所の見直しを行っている。 もあるが、平成三年度五、六○○tであった 七倍に増加している。 ものが、平成六年度には約九、四○○tと一・ これにより散布量は、気象状況による影響

2 路面管理の特性

ている。 暖気が交互に訪れることから、降雪・凍結予 雪が存在する日や濡れの状態の日でも寒気と 測を行うとともに以下に留意し路面管理を行っ 毎日プラスとマイナスを繰り返しており、 平均気温は比較的高いものの、 気温はほぼ 圧

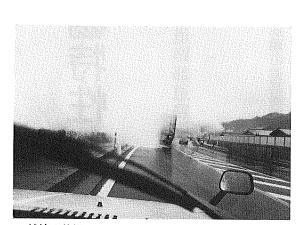
降雪量が多く圧雪も厚いため、 結開始時刻を予測し、 よる鏡面発生に対する散布も行う必要があ 布に努めている。 出遅れのない薬剤散 圧雪処理に

日々凍結融解が繰り返されるため、

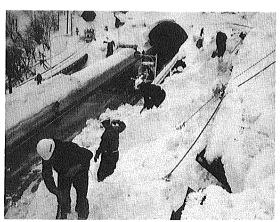
特に凍

日中の融解により塩分流出が多く、 北陸においては、 が起こりやすい。 特に以上のような点につ 再凍結

きめ細かな路面管理が要求される。 て、時々刻々変化する路面状況に対応した



越波の状況



危険箇所の雪庇処理

の安全を図っている。海戦術や、雪庇処理車により斜面雪を排除し交通用いて監視し、落雪等の恐れがある場合は予め人種雪状況や雪面のクラック等を、法面点検車等を

(4) 季節風障害

また「越波」では、通行止めを一冬平均七回程 殊通行規制区間として「強風に伴う車両の横転の 殊通行規制区間として「強風に伴う車両の横転の でなることが九回程度発生している。 なることが九回程度発生している。 なることが九回程度発生している。

き溜まりによる交通障害に苦慮している。一方平野部では、地吹雪による視程不良や、吹度実施している状況である。

三 除雪体制

(1) 除雪実施体制

(2) 機械の配備

一五台を配備している。リー等)二九二台、歩道除雪機械一二九台の計四東道除雪機械(トラック・グレーダー・ロータ

ている。

(3) 多車線道路の除雪

る。

「一名の除雪や交通の処理に注意を払っていため、ⅠCの除雪や交通の処理に注意を払っているが、多雪地域ので管内延長の二○%となっているが、多雪地域ので高規格・多車線道路の割合は約二○○㎞

いる。 を完了させるため、 作業を実施)をとっているが、短時間に除雪作業 団方式(複数の除雪車が道路横断方向に並行して 除雪グレーダーを主体とした高速除雪車による悌 を除く一般国道では全国三番目の交通量となって い越しをさせないことで作業の効率化と安全を図っ 作業は車線全体を規制し、 で六台〜七台の編成で除雪を実施している。 け持つ除雪車、通行車両を規制する標識車等全体 成六年センサスで一二万五千台/日と、 この方法により、多車線で交通量が多い区間の 中でも、新潟市を中心とした新潟バイパスは平 片側三車線道路の除雪は、 本線の除雪車、 一定区間一般車両の追 除雪トラック、 IC関係を受 高速道路



多車線道路の除雪

四 情報管理

めている。 めている。 とは、現無機器の整備を進発生する箇所を優先し、提供機器については、道 発生する箇所を優先し、提供機器については、道 規制区間及び降雪・凍結等による交通障害が多く

(1) 情報機器の整備状況

〈情報収集装置〉

気温計七二基、積雪計一○一基、風向風速計四

〈情報提供装置〉 八基、凍結検知器二九基、ITV五五基

(情報伝送路) 基)、路側放送七箇所、情報ターミナル三箇所 道路情報板(A型七三、B型三六、HL型五

(2) 国道一七号における道路管理情報システム光ケーブル二四八㎞、整備率二四・八%

の交通障害の発生しやすい地形・気象条件下にあしく、且つ積雪量も多いため、路面凍結や雪崩等峠付近は標高約一、〇〇〇mで、気温の低下が著ー般国道一七号は急峻な山岳道路で、特に三国



湯沢維持出張所 (情報管理室)

交通確保を図っている。「道路管理情報システム」の整備を進め、冬期のり、刻々と変化する道路状況を把握するために

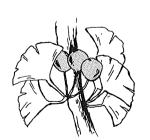
全体システムとしては、出張所管理区間L=四 全体システムとしては、出張所管理区間L=四 により気象観測網を確保し、更に三国峠付近を中 心にITV一四基、交通流監視装置四基、凍結検 知器二基が配置され、これらから得られる情報は 湯沢維持出張所にリアルタイムで送信、これを監 湯沢維持出張所にリアルタイムで送信、これを監 湯沢維持出張所にリアルタイムで送信、これを監 湯沢維持出張所にリアルタイムで送信、これを監 湯沢維持出張所にリアルタイムで送信、これを監 湯沢維持出張所にリアルタイムで送信、これを監 は している。

あとがき

並み」と発表されている。今年度は既に気象庁の寒候期予報によると、「平年今年度は既に気象庁の寒候期予報によると、「平年、北陸地方では過去九年間少雪傾向であったが、

な道路管理に努めて行きたい。

○○の表示による中で、を期交通確保を最重点に、現場とし場える中で、を期交通確保を最重点に、現場とし増える中で、を期交通確保を最重点に、現場とし場去幾多の豪雪を経験していないドライバーが、場合のである。



鳥取県土木部道路課長 丸岡 耕平

はじめに

せている。 温泉や自然に恵まれており、冬期には、大山や氷 鳥取砂丘、 ノ山周辺のスキー場が多くの利用者で賑わいを見 鳥取県は、北は日本海、 大山をはじめとする観光地や数多くの 南は中国山地に囲まれ

ち三六市町村が積雪寒冷地域に指定されている 日本有数の多雪地帯であり、 図1)。 また、本県は、兵庫県北部の但馬地方とともに 県内三九市町村のう

気象概要

の影響で山間部を中心に積雪が多く、 冬期の気象は、 中国山地を背に冬型の気圧配置 県全域の過

> 平成七年二月には、 に八八㎝ (二月一日) の積雪があり、昭和五九年 ている。 去五年間の二月の最大平均積雪深が六三㎝となっ ここ数年は、暖冬傾向で積雪が少なかったが、 県東部地区は、 鳥取市を中心

道路の概要

たところである (図2)。 以来一一年ぶりの豪雪となり、

とんどが中国山地越えとなることから、 流 ワークを形成しており、 要地方道七一〇㎞ (一七八路線) 県管理道路は、一般国道三〇一㎞ 県民の生活や経済活動を支えており、そのほ の合計一、八六八㎞で道路ネット (四三路線)、一般県道八五七㎞ 特に国道は、 (九路線)、主 他県との交 冬期に通

> 間については、 その他山間部等で交通量が少なく、人家のない区 行を確保することが絶対要件となっている。 除雪延長は、道路実延長に対して九一%であり、 冬期通行閉鎖区間として除雪対象

交通状況

外としている。

除雪に万全を期し

いる。 プ車の車道逸脱等による交通渋滞が多く発生して になってきており、 タイヤ使用による急坂路、 活における車の利用は、 特に積雪時には、 近年のモータリゼーションの進展、特に一般生 本県においても例外ではない。 車道への違法駐車やノーマル 冬も夏と同じような状況 急カーブ地点でのスリッ

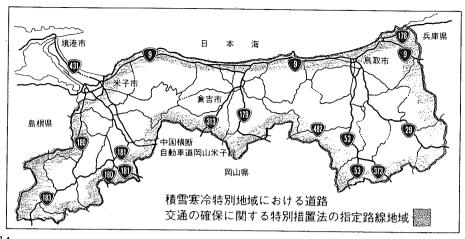


図 1

窓省や市町村との調製をし、除雪計画を策定して供するものであり、積雪時においても主要交通路、生活道路、通学路及びバス路線を中心に冬期交通を確保することが重要である。そこで毎年、除雪作業にかかる前に各土木事務を確保することが重要である。

除雪体制

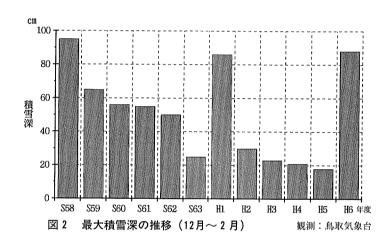


表1 除雪目標と路線区分

区分	交 通 量	目 標
1種路線	おおむね日交通量 1,000台以上	原則として2車線をすみやかに確保する。
2種路線	おおむね日交通量 500台以上〜1,000台未満	2車線又は1車線をすみやかに確保するが、1車線の場合 は待避所を設ける。
3種路線	おおむね日交通量 500台未満	1車線をすみやかに確保し待避所を設ける。 状況によっては一時交通不能となっても止むを得ないが、 状況判断のうえ、すみやかに確保する。

除雪の対象とする路線は、降積雪量及びその区

る。 策協議会を開催して綿密な打ち合わせを行っていス協会等の関係者で構成されている鳥取県除雪対スな会等の関係者で構成されている鳥取県除雪対また、建設省、県、県警察本部、市町村及びバ いる。

道行セ 95.11 31

乗り 险量作类其准

衣 2 除当	TF未签华
工 種	
新雪除雪	路上に新雪が10cm以上になった場合。
拡幅除雪	・道路両端に雪堤又は吹きだまりができて車線の確保が 困難となった場合、又はその恐れがある場合。 ・なだれがあった場合。
排 雪	・人家連たん地域及び両切取箇所等で積雪が高くなり、 高速除雪車で除雪が困難になった場合。 ・主要交差点において交通に支障がある場合。
路 面 整 正 圧雪の状況	圧雪及び氷盤により交通が困難となった場合、又はその 恐れがある場合。
凍結防止剤 散 布	路面が凍結し、又はその恐れがある場合。 (峠、橋梁部、急坂路等)

哈爾機械保有供识

表 3 除雪機械物	卡伯狄	沈				
土木事務所機種	鳥取	郡家	倉吉	米子	根雨	合計
除雪トラック	7	4	7	7	4	29
除雪グレーダ	3	1	4	2	3	13
除雪ドーザー	3	3	1	2	1	10
ロータリ除雪車	1	2	2	1	3	9
スノーローダー	0	0	0	1	0	1
凍結防止剤散布車	2	2	2	2	2	10
小型除雪車	5	2	4	4	5	20
総 計	21	14	20	19	18	92

営している (図3)。 報収集システムの整備を行い、 冬期の気象情報を収集、 県内の主要道路や峠部を中心に、 道路情報の迅速かつ正確な提供を支援するため、 管理、 平成五年度より運 提供を行う気象情 積雪、 凍結等の

に除雪目標を設定しており、

本県においては、

概

り直営・借上げにより除雪を行い、

交通の確保を

ね路面に新雪が一○㎝以上の積雪になると早朝よ

間

雪質、

除雪作業の難易等を考慮して路線ごと

さらに、

除雪体制の効率化及び道路利用者への

問題点及び対策

除雪を実施しているところである

(表1・2)。

除雪作業については、管内を五つに区分し、

Z

除雪機械を配備し、

効率的な除雪に配慮している

地域特性に応じて各種

(表 3)。

れぞれ各土木事務所毎に、

道路利用者に影響を与える場合は、万全を期して 図っている。さらに大学の入試センター試験等の

ている。 道路通行の確保に全力で取り組んでいるところで あるが、 除雪作業にあたっては、 毎年のように住民からの苦情が寄せられ 連日連夜の作業により

問題点としては

2 1 歩道除雪への対応の遅

路側 (歩道) への堆雪による沿道利用

の阻

3 末端路線の早期通行確保

等があげられる。

中心の除雪体制となってしまうため、 は人家前への堆雪や歩道除雪の対応の遅れが目立っ どうしても、積雪の状態によっては、 歩道あるい 車道除雪

てしまう。

械に行政防災無線を配備し、 せ車道除雪の機動性のアップを図ることにしてい 今年の冬は、 前年の問題点を踏まえ、 管内を隅無く配車さ 各除雪機

得られるようPR方法を検討している。 地域住民への除雪に対する理解と協力が

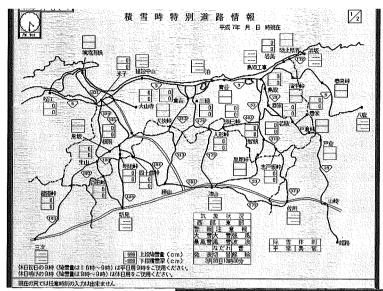
おわりに

るためにも重要な課題である ことは、生活の場の確保や地域の活性化を支援す 積雪の多い地域にとって、 道路空間を確保する

組みが問われてきている。 きており、道路管理者としての除雪対策への取り 冬本番を間近に控え、 最近除雪作業への行政への責務が大きくなって 冬期道路管理に全力投球

で取り組む所存である。

道行セ 95.11



積雪時特別道路情報 道路の降雪量と積雪量を地図上に 表示。さらに、気象状況や除雪体 制も表示される。

1995年月日() 主要峠の道路状況 平成7年 月 日 時現在 9 - 号 泰 来 岭 2 9 号 菠 生 垰 29 号 戸倉峠 (魚取) 29-号 373号 D 志戸坂條 0 53号 黒 尾 峠 482号 辰巴特 O 0 1.78号 陸上県界 179号 人形蜱 313号 大扶棒 181号 四十曲峰 U 0 12 180号 明地棒 0 0 13 183号 金 掛 峠 0 O. 新見日南 谷田 峠 0 0 米子大山 大山寺 C Ð

主要峠の道路状況主要路線名と峠の降雪・積雪状況・路面状況・交通状況を表形式

況・路面状況・交通状況を表形式 で表示する。

	月日()	!				除	雪作	美車片	出動台	数訓	書							
	平成 7年	月日	時															
	作業車	除雪トラック	除雪グレーダ	ロータリー除雪車	ロータリー除雪車(歩道用)	除雪ドーザ	スノーローダ	凍結防止剤散布車	借上除雪トラック	借上除雷グレーダ	借上除雪ドーザ	借上除雪スノーロ	応援除雪トラック	応援除雪グレーダ	応援ロータリ除雪	応接除雪ドーザ	応援スノーローダ	2+
置	理者区分	(T)	(G)	(R)	(R歩)	(D)	(L)	(凍)	(借工)	(借G)	(借D)	ダ (借L)	(吃T)	(吃G)	車 (吃R)	(成り)	(吃L)	
建	鳥取	(11)	(12)	(6)	(4)	(0)		(8)										(41)
設	倉 吉	(3)	(3)	(1)	(2)		(1)	(3)										(13) 0
省	at-	(14)	(15)	(7)	(8) 0	(0)	(1)	(11)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(D)	(0)	(54)
鳥	鳥取	(7)	(3)	(1)	(5)	(2)	(1)	(2)		(15)	_	(1)			(1)	(7)	(1)	(60)
	都家	(4)	(1)	(2)	(2)	(3)		(2)	(1)	(6)	(7)		(1)	-	(3)	(11)	(0)	(43)
R	倉 吉	(7)	(4)	(2)	(4)	(1)		(2)	(1)	(8)	(17)	(1)		(4)	(1)	(2)		(54)
	米 子	(7)	(2)	(1)	(4)	(2)	(1)	(2)		(5)	(4)	(2)	(1)	(1)	(1)	(3)		(36)
県	根爾	(4)	(3)	(3)	(4)	(1)		(2)	(1)	(8)	(18)		(2)	(3)	(1)	(17)	(1)	(68)
	ä†	(29) 0	(13)	(9)	(19)	(9)	(2)	(10)	(3)	(42)	(60)	(4) h	(4)	(8)	(7)	(40)	(2)	(261)
1	h #H	(43) D	(28) 0	(16)	(25)	(9)	(3)	(21)	(3)	(42)	(60)	(4) D	(4)	(B)	_	(40)	(2)	(315)

除雪作業車出動台数調書 各種除雪作業車の出動台数を車種 別、管理者区分ごとに表形式で表 示する。

図3 気象情報収集システム

建設省道路局道路交通管理課訟務係

はじめに

ている状況にある。 とし、その管理水準も年々高度なものが求められ 全確保のためには、 雪・凍結等の影響を受け、 冬期における道路管理は他の季節と異なり、 融雪や凍結防止の管理を必要 走行する自動車等の安 積

の他は、 降積雪、 例も紹介することとしたい。 件の分析を中心に、雪崩、落下物 の落雪等が見受けられるが、本稿ではスリップ事 冬期における道路管理の裁判例としては、まず、 路面凍結によるスリップが一番多く、そ 道路に及ぶ雪崩、民家の屋根から歩道へ (落雪) の裁判

係例規集の第10巻、第11巻及び第13巻に収録され なお、ここで紹介した裁判例の全文は道路法関

> ある。 ているので、併せてお読みいただきたいところで

一積雪、 凍結によるスリップに関する

つの事件で地裁、高裁、最高裁判決があってもそ れは一事件としてカウントした。 全部で二一裁判例を今回の分析対象とした。(一 スリップに関する裁判例は別表のとおりであり、

(1) 有責・無責の傾向

九件となった。 無責(勝訴)で分類すると、有責一二件、 二一の裁判例を単純に道路管理者の有責 (敗訴) 無責

これは、他の事故類型別の分類(穴ぼこ、

道路

次に、

崩壊等)と比較すると、道路管理者が無責であ との判断が出される割合が比較的高いものといえ ているためであると考えることができる。 転者の注意不足が事故の原因に大きな割合を占め る。このことはスリップ事件の性格、すなわち運

眧

られる。 理水準の高度化等による、事故の減少自体も考え 件数そのものが減少しているが、このことは、 代以降が有責一件、 昭和五〇年代が有責八件、無責六件、昭和六〇年 無責の内訳が昭和四〇年代が有責三件、無責一件、 和四〇年代の判決が四件、昭和五〇年代の判決が 四件、 続いて、判決年次による傾向を見てみると、 昭和六〇年以降が三件であり、 無責二件である。 近年は訴訟 その有

例も多いため、 が有責六件、 責の内訳は、 いと考える。 これは原告側が一審で敗訴した場合は控訴しない 高等裁判所における有責と無責の差が目を引くが、 責二件、高裁判決がすべて有責で六件、 方裁判所判決が一二件となっている。その有・ 高裁判所判決が三件、高等裁判所判決が六件、 無責六件となっている。この中では 最高裁における判決が有責一件、 概に傾向を示すものとは言えな 地裁判決 無 地 無

体が減少している傾向がみられる。筆すべきものはないと思われるが、近年は訴訟自類型に比べて比較的高いことの他は傾向として特前述した道路管理者が無責となる割合が他の事故以上、有責・無責を統計的に傾向を見てみたが、

スリップ事件の態様

(2)

のみに限定した。プ事件は検討から除外し、凍結に関するスリップ取り上げる観点から、雨、土砂、油等によるスリッ取り上げる観点から、雨、土砂、油等によるスリッ取り上げる観点から、雨、土砂、油等におけるものを

号3から6番、8番から10番、12番、4番から16の分類方法によると前者は別表の事件の中では番象的な凍結によるスリップと、側溝からの排水が象的な凍結によるスリップと、側溝からの排水がの分類方法によるスリップ事件においても、今回は凍結に関するスリップ事件においても、今回は

2番、7番、11番、12番、17番から19番の八件で番、20番及び21番の一三件であり、後者が1番、

ある。

と解することができる。と解することができる。と解することができる。これば、無責二件と道路というであるが、後者は有責六件、無責二件と道路というであるが、後者は有責六件、無責二件と道路と解することができる。

判例 (3) 積雪、自然現象的な凍結によるスリップの裁

最高裁判例

最高裁判例としては、別表3番の「京都府道凍結スリップ事件」と6番の「福井国道二七号凍結無 カリップ事件」の二事件があり、前者は最高裁での法律論の部分で原告らが上告したものであるので、 道路管理瑕疵の判断としては高裁で有責判決が確定している。

「京都府道凍結スリップ事件_

第一審

京都地裁

控訴審 大阪高裁 昭和四八年六月二六日判決 道路管理者敗訴

昭

和五〇年九月二六日判決

道路管理者勝訴

上告審 最高裁

(事故の概要) 昭和五一年六月二四日判決 道路管理者勝訴

昭和四三年二月九日午前八時四〇分頃、京都府 昭和四三年二月九日午前八時四〇分頃、京都府 直動車に追突されて転倒、入院後死亡した。 自動車に追突されて転倒、入院後死亡した。 本件事故は、大型貨物自動車が本件道路を時速 二五㎞で東進中、約二八m先で先行車が停車したのを認めてあわててブレーキを踏んだところ路面のを認めてあわててブレーキを踏んだところ路面が凍結していたためスリップし、制動の自由を失って車両の後部が横に振れて斜めになったまま道路を滑走した結果発生したものである。

(第一審判決要旨

- の危険は十分予知できた。発生したのであるから、道路管理者においてそ・本件事故箇所は過去において凍結による事故が
- ・降雪の際はパトロールを強化し、凍結を発見したときは、直ちに融雪剤を散布したり、それが間に合わないときは、通行する車両の運転者に間で合わないときは、通行する車両の運転者によっては道路の通行止めの措置をとるなどして
- ものである。・本件道路は通常有すべき安全性が欠如していた

21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	%	7	6	ა	4	ω	2	1	粉
10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	*
6579-892	6579-838	6579-579	6579-547-	6579-508	6579-478	6579-427	6579-414	6579-376	6579-362	6579+327	6579+282	6579-207	6579+127	6579-96	6579•31•三九	6579•13	6579	6566	6528	6491	例規集頁
岡山国道180号 自動車転落事件	島根県桜江町道 トラック路外転落事件	奈良県道 貨物自動車スリップ転落事件	横浜新道 スリップ追突事件	長野国道20号 スリップ事件	宮城県道 スリップ転落事件	福井国道8号 路面凍結スリップ事件	奈良県道 凍結スリップ事件	千葉国道126号 路面凍結スリップ事件	茨城国道 6 号 路面凍結スリップ事件	福岡県道 側溝溢水凍結スリップ事件	山形国道47号 スノーシェッド内スリップ事件	福井国道8号 スリップ事件	北九州道 路凍結スリップ事件	高知市道 路面凍結スリップ事件	福井国道27号 凍結スリップ事件	長野国道19号 凍結スリップ事件	別府阿蘇道路 凍結スリップ事件	京都府道 凍結スリップ事件	下関市国道 9 号 漏水凍結事件	横浜国道1号 スリップ事件 (指定区間外)	事 件 名
補助国道	町道	県道	本 経 器 器	直相	県道	直軸	県道	直轄 国道	直帕 国道	県道	直轄	直轄 国道	有 器 路 路	市道	直轄 国道	直轄 国道	有料 道路	府道	直 国 道	補助 国道	道路 種別
凍結、連続して車両が 河川に転落	積雪、凍結した上り勾 配を後退し落下	下り勾配、湧水により 凍結することもある	路面凍結による連続ス リップ事故	側溝からの溢水により 凍結	ダム湖畔の道路で凍結、 ダム湖に落下	橋梁上路面のみが凍結、 スリップ	未舗装道路が200 m に わたって凍結	側溝溢水による凍結、 40kmで売行	凍結、制限速度オーバー	側溝からの雑排水が凍 結スリップ	スノーシェッド内で凍結、50~60kmで連行	トンネル出口で凍結	早朝、積雪・凍結によ りスリップ	路面の亀裂から湧水が あり、凍結していた	路面凍結、67㎞で走行	路面凍結、50kmで走行、 過積載、チェーンなし	路面凍結、道路脇の者 に衝突	路面凍結、25kmで走行、 歩行者に追突	路面下の水道管の亀裂 からの水が凍結	路面溢水のため凍結、 45~50㎞で走行	;
1名	1名死亡	1名死亡	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1名 負傷	2名 死傷	1名 貧傷	1名 負傷	1 負傷	2名 死亡	1	1名 負傷	1名 死亡	1名 負傷	1名 死亡	1名 死亡	1名 死亡	1名 死亡	1名 死亡	1 負傷	1名 死亡	被害 状況
有資	有过	淮坡	熊松	有贡	無世	有数	熊松	有黄	熊炭	有世	熊松	有黄	有政	有政	有	在授	無投	淮	首 世	有英	格果
なし	5 型			2割		3 聖		なし		55 198		6 費	なし	2割	5 渔	5 월			なし	1 弯	過失 相殺
书	哲	吸高裁	岩	书	书	크마	萄	书	书	书	樹	크아	苔	팔	吸高裁	到	书	最高裁	樹	팔	最終審
数	蟣	螆	类	機	数	機	数	機	裁	数	类	機	类	機	機	类	機	機	裁	機	
H 4	H 2	S63	S57	S55	S54	S55	S53	S53	S52	S51	S51	S55	S50	S52	S49	S51	S48	S51	S47	S43	判決年
		たとえ凍結しても路外に転落する 可能性は少ない、運転ミス	盗水による凍結ではない、管理体 制は不十分とはいえない		凍結しやすい箇所であり、ガード フール、情報板も設置していた		運転ミス		運転ミス、格別の瑕疵はない。		速度超過、無謀運転						規制標識、警告板の設置で安全性 は確保されていた	殺雪地帯ではなく、常時路面の凍 結解消を淡務づけられない	:		無

(控訴審判決要旨)

通行方法、態度等、通行者側に対するものとの管理の面からするものと、これを利用する者の全を考える場合、道路自体の設置その構造及びればならないことはいうまでもないが、この安はにおける交通の安全は、これを確保しなけ

両面から見なければならない

ある利用方法を期待した相対的安全性の具備をましいには違いない。しかし道路は所詮社会生ましいには違いない。しかし道路は所詮社会生ましいには違いない。しかし道路は所詮社会生活に欠かせない施設の一つにすぎないのであるから、他の生活必需施設との関係や、これを設置し管理する主体の財政的、人的、物的制約等を考慮すれば、これを利政し、これを道路はあらゆる交通上の危険に対処し、これを道路はあらゆる交通上の危険に対処し、これを

ないところではある。り、道路管理者にとっても無関心では済まされはないが、路上の交通にとって極めて危険であ路面が凍結することは、道路そのものの欠陥で

もって足るものと考える。

の性質にかんがみ適当でなく、むしろ、このよ対に、この設備や人的配備を行うような義務を対し、この設備や人的配備を行うような義務を技術の水準、財政事情よりみて一般に困難なことであり、時たまにしか起こらない降雪現象にとがあり、時たまにしか起こらない降雪現象に

る通行者側の利用態度にこれを負わすべきであうな場合の道路通行の安全性は、これを利用す

(上告審判決)

る。

却され、道路管理者の勝訴が確定した。上告時乗上告理由の論旨には理由がないとし、上告が棄

「福井国道二七号凍結スリップ事件」

第一審 大津地裁

昭和五〇年一〇月二二日判決 道路管理者敗訴控訴審 大阪高裁 四和四九年五月八日判決 道路管理者敗訴

昭和五三年三月二三日判決 高裁に差し戻し上告審 最高裁

差戾審 大阪高裁

(債権債務に関する法律論

(事故の概要) 昭和五四年七月三○日判決 道路管理者敗訴

安全性を欠く状態にあったものといわざるを得

ために、

凍結部でスリップして事故を発生させ

る危険性が極めて大きく、

道路が通常有すべき

面衝突し、甲車の運転手が死亡した。のためスリップしてそのまま直進してきたため正し、乙車も同じように急制動をかけたが路面凍結が凍結していたため、スリップしてそのまま直進が凍結していたため、スリップしてそのまま直進

(第一審判決要旨)

突の危険を感じ、特に大型車両同士の場合はお を起こしやすい状況になっていたのであり、 本件道路は一般国道として交通上極めて重要な 者において事故回避のため急ブレーキをかけ 互いに中央線をオーバーしがちであるため運転 かる状態では、 雪から路面に湿潤した水分が凍結し、 五○m、西方に約六○mくらいにわたり、 側で約六m、 をなしてはみ出し、従来の道路幅員が交差点東 東方から緩やかな勾配をなしつつ、北側にカー 殊に本件事故現場付近は北陸地方の山間部入り 幹線道路で大型自動車同士の離合等も激しく、 ブしている地形的にも危険なところであるに拘 口付近に位置し、見通しの悪い交差点で、 わらず、残雪が本件道路両側に〇・三mの高さ 本件事故現場付近からその交差点東方に約 西側で約五・二mに狭められ、 通行車両がその離合に際して衝 スリップ 右残 かつ か 更

ない。

上 措置を講じていたというだけで、 国道全体にわたって、内規に従い最小限の排雪 不可抗力とみることもできない。 の点においても管理の瑕疵が認められ、 したがって、 ける具体的な危険性が除去されていなかった以 なお管理の瑕疵は肯認されざるを得ない。 道路管理者においては、凍結防止 本件箇所にお これを

被害者は本件事故現場付近の道路状況について 速度を超える六七㎞で必要以上にセンターライ ンをオーバーしたものである。 知悉しており、チェーン等の装着もせず、 制限

(過失相殺五〇%)

(控訴審判決要旨)

常の巡回以外に特段の対策が講じられなかった 雪となって〇・三mの高さで道路両側から車道 路面の積雪が道路脇に寄せられたが、それが残 ために路面凍結を生じたものである。 にはみ出して放置されたままで事故当日まで通

仮に排雪車による排雪によっては高さ一m程度 当たる けて消失したはずであり、 の圧雪が残るとしてもその程度の雪であれば溶 と考えられるから本件凍結は道路管理の瑕疵に 凍結も生じなかった

(上告審判決)

不真正連帯債務者中の一人と債権者との確定判

本件道路の凍結は橋梁部分のみで、

その他の箇

との判断が示され高等裁判所に差し戻したが、 決の効力は他の債務者にまで及ぶものではない、 道路管理者は上告しなかったため、道路管理瑕

疵の判断の部分には触れられていない。

2 高等裁判所裁判例

てみることとする。 ち道路管理者が有責とされた例の一つについてみ 裁判例があるが、ここでは年代の新しいもののう 高等裁判所の裁判例は、 前述したように六つの

(有責例

福井国道八号路面凍結スリップ事件

第一 審 福井地裁武生支部判決

第二審 昭和五三年一〇月三一日 名古屋高裁金沢支部判決 道路管理者敗訴

昭和五五年 八月二七日 道路管理者敗訴

(事故の概要)

物自動車に衝突してこれを破損するとともに対向 て対向車線に進入し、 井県鯖江市有定町二丁目の国道八号鯖江大橋上を 通過しようとした普通乗用車が、 ト部分の段差と橋梁路面の凍結のためスリップし 一両の運転者に負傷を負わせた。 昭和四八年三月二六日午前五時二〇分ごろ、 対向車線を走行中の普通貨 橋梁のジョイン 福

> 雪寒対策期間が過ぎていたため、 所は凍結していなかった。 や融雪薬剤箱も撤去されていた。 ていた「スリップ注意」「橋上凍結注意」の看板 また、 それまで設置し 本件事故は当時

(第一審判決要旨)

他の部分と比較して凍結しやすい箇所であり、 本件道路は国の重要幹線道路であり、 下によって場合によっては凍結現象を起こすこ をおいていたことからすると、 道路管理者も凍結防止箇所に指定し管理上重点 に指定されていること及び本件橋梁上の路面は の道路交通の確保が特に必要と認められる道路 とを事前に十分予見し得た。 気温の急激な低 雪寒地域

要求することは過酷である。 路面の凍結と橋梁のジョイント部の段差による スリップを防止するような運転態度を運転者に

凍結が最も起こりやすい夜間の時間帯に道路の すると、本件橋梁は事故当時道路を常時良好な 状態に保つような有効かつ適切な管理行為が尽 18 くされていたとは言い難 トロールが行われていないこと等を総合考慮

(過失相殺三〇%

(控訴審判決要旨)

二㎞の無謀運転が本件事故の原因であると主張 道路管理者は本件事故と橋梁ジョイント部の段 差には因果関係がないこと及び走行速度が七二・

実際とに相違があり採用できない。は、その前提とする路面状態が実験上のものとするが、段差と事故との因果関係に関する鑑定

用できない。
おお、その速度は全証拠を推定すると時速五五・三㎞を越える程度には達しなかったと認められ、三㎞を越える程度には達しなかったと認められ、三㎞を越える程度には達しなかったと認められ、

③ 地方裁判所裁判例

に有責例と無責例を一つずつみることとする。 地方裁判所の裁判例においても年代の新しい順

(有責例)

- 岡山国道一八○号自動車転落事件」

岡山地裁判決

平成四年六月二六日判決 道路管理者敗訴

(事故の概要)

河川敷に転落した。さらにその約一五分後、別の○号を時速約四○㎞で岡山方面から米子方面に向けて北進走行中減速のため制動措置をとったところ、路面凍結のため車両が滑走し、道路右側のガーろ、路面凍結のため車両が滑走し、道路右側のガールで衝突して、破損し、約五m下の高梁川県新見市千屋五一二番地南約七四○mの国道一八県新見市千屋五一二番地南約七四○mの国道一八県和六一年三月七日午後一一時三○分頃、岡山田和六一年三月七日午後一一時三○分頃、別の

救助を待っていた原告の娘の頭部を直撃し、同人前転落車両から這い出して、同車両の上に乗って普通乗用車が同じ場所でスリップし河川に転落、

(判決要旨

が即死した。

本件事故現場は道路構造令の個々の規定には抵本件事故現場は道路構造令の個々の規定には抵極にないが、左カーブ、幅員減少、下り勾配等触しないが、左カーブ、幅員減少、下り勾配等ができるのであり、このような視点からすれば、さらに夜間かつ凍結といった諸事情が加わり危険が現実化する構造上の瑕疵が存在した。道路管理者は事故後標識灯を設置しており、本件現場は標識等の設置の必要があったものと認めるのが相当である。

・本件事故の前夜にも同現場でスリップ転落事故で本件事故の前夜にも同現場でスリップ転落事故が発生しており、道路管理者は通報を受けてそが発生しており、道路管理者は通報を受けてそが発生しており、道路管理者は通報を受けてそ

・(過失相殺なし)

「宮城県道スリップ転落事件」

仙台地裁判決

昭和五四年五月一六日

道路管理者勝訴

注意を与え、

から運転者がチェー

ت کر 場所であり、本件事故まで転落事故はなかった常の運転の場合は直ちに転落の危険はなかったたものである。しかしながら広い路肩のため正

道路管理者は道路情報板により積雪等の

滑り止め用の砂も備えていたこと

ン等の滑走防止装置を装着

(無責例)

(事故の概要

山ダム湖に転落し乗員一名が死亡、一名が負傷し雪で濡れていたため、車両が滑走し、道路下の花面から温湯方面に向けて進行中、付近の路面が降城県栗原郡花山村本沢鯨森知内の県道を一迫町方城県栗原郡花山村本沢

た。

本件道路は、幅員約六mの舗装道路でダム湖に積雪もあり、路面は薄く凍結していた。○m区間は道路外に幅四・一~六・一mの路肩が沿って屈曲しており、起伏も多く事故地点付近四沿って屈曲しており、起伏も多く事故地点付近四

(判決の概要)

本件道路は、屈曲は起伏の多い道路で冬期間積
 ・本件道路は、屈曲は起伏の多い道路で冬期間積
 ・本件道路は、屈曲は起伏の多い道路で冬期間積

置が期待し得たものであり、 するか、 の瑕疵は認めがたい。 路面状況に合わせた運転をするかの措 道路の設置・ 管理

(4) 側溝等からの溢水が凍結したものの裁判例

11番、 事件が何件かある。別表では1番、2番、 されるものと考えた。 らの溢水や湧水が凍結して自動車がスリップした 積雪や自然凍結とは別に、側溝や道路の亀裂か 13番、 17番から19番の事件がそれらに分類 、7番、

た上で、 であり、 水や湧水の事実関係そのものが否定されているの てすべて有責であるが、 それらの有責・無責の判断は18番、 その意味では溢水の事実関係が認定され 無責の判断が下された事件はないことに 18番、 19番の判決例は溢 19番を除い

なる。

られる。 自然現象とはいえず、 れるけれども、 ての責任を負わすことが酷な場合もあると考えら 予見可能性や回避可能性の面で道路管理者にすべ 面で責任は回避できないものと判断されたと考え これは、 積雪や自然現象に伴う凍結であれば、 側溝等の不備による溢水、 予見可能性、 回避可能性の 凍結は

ここでも、 年次の新しい順に有責例を二つみる

「長野国道二○号スリップ事件」

長野地裁飯田支部判決

昭和五五年一〇月二二日 道路管理者敗訴

(事故の概要)

茅野市金沢小舟の国道二〇号を諏訪市方面から富 対向車と衝突した。 たところ、当該箇所が側溝からあふれ出た水で凍 め急ブレーキをかけるとともに右にハンドルを切っ 結していたためスリップし、 士見町方面に向かって進行中、 昭和五〇年二月九日午前六時一〇分頃、 対向車線に進入し、 前車が減速したた 長野県

(判決要旨)

本件事故現場は、 しかも本件事故発生に至るまで何らの措置も講 て一一〇mにもわたって凍結していた。 側溝からあふれ出た水によっ

じられていなかった。

本件事故が乾燥晴天のもとで起きた等の事情か 失が存在するとはいえない。 なかった等の点が認められるとしても重大な渦 らみて、原告にスノースパイクタイヤを装着し

(過失相殺二〇%)

「千葉国道一二六号路面凍結スリップ事件_

東京地裁判決

昭和五三年九月一二日 道路管理者敗訴

められない。

(事故の概要)

で排水ポンプが設けられていないため、 事)ていたが、流末処理である溜桝が浸透式構造 沿いのタイヤ会社の前にだけ設けられ(二四条工 本件道路は片勾配の道路であり、 ま対向車線を越えて本件道路南側の田に転落した。 スリップして蛇行を始め、 面から東金方面に向けて走行中、 葉県加曽利町一八二番地の国道一二六号を千葉方 昭和四七年一二月一四日午前四時一〇分頃、 ハンドル操作不能のま 道路側溝が道路 路面凍結のため 従前しば 千

(判決概要)

しば溢水していた。

道路管理者は沿道会社からの流出水の処理のた 完成で完了検査も了していなかった。 工時期も条件に反し、本件事故当時でもなお未 付設することを条件としなかった、 め側溝の設置を指示したが、 排水用モーターを しかも、

明らかである。 本件事故は、 の排水能力の欠如がその原因の一であることは 不完全な流末処理による本件側溝

方不注視その他の過失があったものとは到底認 本件事故当時他に一二~三台の車両が本件凍結 ことを予想することはおよそ不可能であり、 すると、運転者において道路上が凍結している による事故を起こしている等の事情を総合勘案

(過失相殺なし)

二 雪崩事故の判例

得ないと判断している。 得ないと判断している。 得ないと判断しているが、高裁判決において道 所の下敷きの事件であり、地裁、高裁において道 路管理者が敗訴しているが、高裁判決において、 路管理者が敗訴しているが、高裁判決において道 路でであり、地裁、高裁において道 の義務はそれがすぐさま行政上の義務とはなり

「石川国道一五七号雪崩事件」

第一審 金沢地裁判決

控訴審 名古屋高裁金沢支部判決昭和五二年一月二一日 道路管理者敗訴

昭和五四年四月二〇日 道路管理者敗訴

(事故の概要)

となり、運転者一名が死亡した。の一般国道一五七号(補助国道)において、高さの一般国道一五七号(補助国道)において、高さの一般国道一五七号(補助国道)において、高さいの無国道一五七号(補助国道)において

(第一審判決要旨

していたとしても防止は困難で、道路改良工事て、たとえ道路脇に強固な雪崩止め擁壁を構築設置の瑕疵については、本件規模の雪崩に対し

ない。と本件雪崩の発生には相当因果関係は肯定でき

管理の瑕疵があった。 管理の瑕疵があった。 管理の瑕疵については、本件電崩発生の危険気象条件等を総合すると、本件電崩発生の危険気象条件等を総合すると、本件電崩発生の危険気象条件等を総合すると、本件電崩発生の危険

・ (過失相殺なし)

(控訴審判決要旨)

散を図るのが相当である。 、道路の管理に瑕疵があったものとみて、国国家賠償法二条による事後的救済の面において国家賠償法二条による事後的救済の面において

然に課せられるものではない。 道路管理者に対し事前に行政上の義務として当 とされる義務であり、これと同一内容の義務が をされる義務であり、これと同一内容の義務が を改れる義務があり、これと同一内容の義務が

四 落雪事件の判例

の落雪でも道路区域内にもたらされたものであれ例を紹介する。この裁判例では、たとえ民家から道上に雪が落下し、歩行者が死亡した事件の裁判最後に落下物の判例として、民家の屋根から歩

の事故と同じ判断が示されたものである。ば、道路管理者は賠償の責任を負うという、落石

-北海道国道四○号歩道上落雪事件」

第一審 旭川地裁判決

控訴審 札幌高裁判決 昭和五〇年五月一五日 道路管理者敗訴

昭和五一年八月二三日 道路管理者敗訴

(事故の概要)

婦人は窒息死した。

場入は窒息死した。

の鉄線が切れて雪が頭上に落下し両名が埋没しめの鉄線が切れて雪が頭上に落下し両名が埋没しい。

は立別市の国道四○号の歩道を婦人が子供を連れず、別での国道四○号の歩道を婦人が子供を連れば、別市の国道四○号の歩道を婦人が子供を連れば、別市の国道四○号の歩道を婦人が子供を連れば、別市の国道四○号の歩道を婦人が子供を連れば、別市の国道四○号の映画が、出海の鉄線が、出海の鉄線が、出海の鉄線が、出海の鉄線が、出海の鉄線が、出海の鉄線が、出海の鉄線が、出海の鉄線が、出海の鉄線が、出海の鉄線が、出海の鉄線が、出海の鉄線が、出海の鉄線が、出海の鉄線が、出海の鉄線が切れている。

(第一審判決要旨

・道路管理者は落雪による危険が認められる場合には、その家屋の所有者に雪下ろしを求めたり、歩道上の歩行できる部分を落雪の危険のある建物の軒下から離して車道寄りに向けたりして歩行者の通行の安全をはかる措置をとりうるのに、軒下を通行路とし、歩行者のための通常備えるべき安全性を欠いていたものである。

(第二審判決要旨)

危険な軒下に設けることとなり、さらに他の場・雪堤(歩道上のたまった雪)の存在は歩行路を

係がある。 意味においても、被害者の死亡との間に因果関所からの視界を遮断し、事故の発見を遅らせた

交通量その他の交通状況や積雪量だけではなく、 公道に存在する建物その他の状況をも考慮に入れてそれぞれの場所の具体的な状況に応じて適 時に適切な除排雪等を実施しなければならない。 時に適切な除排雪等を実施しなければならない。 ででするため「沿道地域」として指定したうえ、 の切な措置を講ずるべきことを命じ、本件のような事故を惹起することがないようにしておか すな事故を惹起することがないようにしておか なければならない。

(過失相殺なし)

五 まとめ

ポイントになっていることと思われる。 者 か見てみたが、 険回避が運転者側で容易に可能であるためであろ を把握したときは、 せずあらわれる穴ぼこや道路構造の不備とは異な ことができるものであり、 以上、 この特徴は、 (運転者) の過失の程度が有責・無責の大きな 通常の運転者の注意をもってすれば把握する 凍結等の裁判例の有責・無責例をいくつ スリップ事故の裁判の特徴は被害 路面凍結という状況は、 チェーン着装や徐行などの危 また、そのような状態 突然予期

うと考えられる。

一方、具体的な道路管理において注意すべき点でを確識を設置し、運転者に対して注意を与えるとしては、「凍結注意」や「スリップ注意」の表の出口付近の凍結などは、運転者側の注意を与えるなるところであると思われるが、例えばトンネルの金ところであるとともに、具体の凍結防止措置も報を強く与えるとともに、具体の凍結防止措置も不を強く与えるとともに、具体の凍結防止措置も

ŋ, るが、 ものと考える。」と判示されているところではあ 方法を期待した相対的安全性の具備をもって足る 管理する主体の財政的、 望ましいには違いない。 れを防止し得る絶対的安全性を備えていることが は不可避であり、本稿の判決紹介が何らかの参考 の対策を行うためには、 道路交通の確保に向けて道路管理者が可能な限り の関心事であり、 すれば、これを利用する者の常識的秩序ある利用 になれば幸いである。 本稿のなかで紹介した最高裁判例にもあるとお 「道路はあらゆる交通上の危険に対処し、 事故の未然防止は道路管理者において最大 今後とも冬期間における安全な しかし……これを設置し 人的、 過去の事例の原因分析等 物的制約等を考慮



法令ニュース

区画線及び道路標示に関する 命令の改正について

道路法令研究会

はじめに

用状況を呈している。 民にとって不可欠の足ともいえるほどの普及・利る移動の広域化ともあいまって、今や自動車は国な移動の広域化ともあいまって、今や自動車は国な性や高齢者ドライバーの増加などにより国民

このため、今般、わかりやすい道路標識の統一わかりやすい道路標識の整備が求められている。しかしながら、道路標識の整備が求められている。ものであると同時に道路交通の安全を確保する観ものであると同時に道路交通の安全を確保する観いのであると同時に道路で通のおるとから、その点からも望ましくないものであることができるよう、誰にでも路を選択し走行することができるよう、誰にでも路を選択した状況において、ドライバーが正しく経

(平成七年十一月一日施行)。 識令」という。)の一部改正を行ったところである和三十五年総理府令・建設省令第三号。以下「標道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭的かつ計画的整備を推進すること等を目的として、

内容について概観する。 以下、本稿においては、今般の標識令の改正の

| 現行制度の枠組み

(1) 道路法第四十五条 (道路標識等の設置)

び設置場所その他道路標識及び区画線に関し2 前項の道路標識及び区画線の種類、様式及道路標識又は区画線を設けなければならない。交通の安全と円滑を図るため、必要な場所に1 道路管理者は、道路の構造を保全し、又は

必要な事項は、総理府令・建設省令で定める。

受けて「標識令」が定められている。 この規定及び道路交通法第四条第五項の規定を

(2) 標識令の概要 (図1)

標識の種類、設置場所等については「備考」で規定に別表第五)に規定し、様式については、別表の表(道路標識:別表第二、区間線:別表第四、道路標示:別表第六)で図示している。また、その表際が決議。別表第一、区画線:別表第三、道路標示路標識の種類、設置場所等については、別表(道

目的地までの経由路線を案内するため、 また、

の新設

(1) 交差する道路の路線番号を表示する案内標識 識令別表第一による分類番号である。 (注 ::

 \equiv 今般の改正の概要

標識名の後の括弧書きの数字は、

標

一般国道

案内標識 本標識 警戒標識 道路標識 補助標識 規制標識 指示標識 区画線(道路管理者が設置) 道路標示(都道府県公安委員会が設置)

及び「警戒標識」以外の道路標識については、道路 管理者又は都道府県公安委員会が設置。

図 1

淡い赤

通常用いられているものと同じ色彩) ととした (図2)。 て案内板の矢形に異なる色彩 わ かりやすい案内とするため、 (一般国道、主要地方道、

ではない。 する案内標識を新たに位置付けるとともに、 このため、 交差する道路の路線番号のみを表示 都道府県道) に応じ (道路地図において 交差する道路の種 を用いるこ より

主要地方道 淡い緑 一般都道府県道 淡い黄 図 2

> する案内標識においてしか表示することができな まっているが、 外国人旅行者等にも容易に理解できるシンボ マ (「形状等を表す記号」) を表示する必要性が高 ークは、 これまで「著名地点 駅、 空港等の公共施設等のシンボ 114 を表 ルマ Ì

専ら道路管理者が設置

識は、

大型の標識であるため、

とができる「方面及び方向

(18の2)」等の案内標

Jν

設置スペースや道

路の景観の観点から全ての道路で設置できるもの

現在の位置を案内するためにも、

交差する道路

Ó

「経由路

ク

路線番号を表示することが有効であるが、

として交差する道路の路線番号を表示するこ

ても駅、 かった。 表示できることとした 「方面及び方向の予告 このため、「著名地点 空港等の公共施設等のシンボルマークを 108 図 3 ° 114 等の案内標識に の案内標識のほ お か、

奺 奺 正 後 正 前 羽田 小空港中央 空港中央 羽田 新宿 新宿 銀座 銀座 図 3

空港等の公共施設等を表示する案内標識において、 (2) 近年では、外国人旅行者の増加等を背景に、 公共施設等のシンボルマークの追加

駅

道行セ 95.11 44

(3) 都市高速道路等の路線名を表示する案内標識

いて表示。)を設置してきた。 案内標識(日本字のほか、数字及びローマ字を用 者の利便に資するため、路線名 速道路公団及び阪神高速道路公団では、 雑化してきている。このため、 の整備の進捗に伴い、各路線のネットワークが複 湾岸線 首都高速道路及び阪神高速道路においては 等。 法的な位置付けなし。) を表示する 従来から、 (「3号渋谷線」、 道路利用 首都高 Z

「方面及び方向 的な運用を図ることとするため、「道路の通称名 置付け、 状線」 おいては、 速道路等において設置するものを追加した。 運用も定着してきたことから、これを標識令上位 表示してきた(「3号渋谷線」 表示)を示す記号を、 示 標識の中でも、表示する方向の路線名(大きく表 (⑪)」を表示する案内標識の類型として、 首都高速道路及び阪神高速道路における上記の また、「方面及び方向 及び表示する方向の先にある路線名(小さく ļ 全国の都市高速道路等においても統 表示する方向の路線名を「経由路線の 「C1」、「湾岸線」 (18の2)」を表示する案内標識に 数字及びローマ字を用いて (18の2)」を表示する案内 \downarrow 「3」、「都心環 「B」など)。 都市高 また、

さく表示)として表示できることとした(図4)。





図 4

(4) アを表示する案内標識の新設 都市高速道路等に設置されるサービス・エリ

られ、 ス・エリアの設置が見込まれること、 いてもサービス・エリアが設置されている例が見 ク化の進展等の理由により、 ける慢性的な渋滞、 え方が基本とされてきた。このため、 い都市高速道路等においては不要であるという考 エリアについては特に規定されていなかった。 いても、 において設置されるものであり、 しかしながら、近年では、 従来から、 今後とも、 都市高速道路等に設置されるサービス・ サービス・エリアは高速自動 都市高速道路等におけるサービ 高速自動車国道とのネットワー 都市高速道路等にお 都市高速道路等にお トリップ長が短 また、 標識令にお 車国道 都市

> 識として標識令に規定し、 サービス・エリアと同様の様式を都市高速道路等 ること等を踏まえ、 ととした (図5)。 に設置されるサービス・エリアを表示する案内標 高速自動車国道に設置され 統 的な運用を図るこ

R



図 5

(5) を追加 駐車場を表示する案内標識に便所を表す記号

には、便所を表す記号を表示することができるこ ととした (図6)。 -A)]を表示する案内標識には、 高速道路等以外の道路に設置する「駐車場 必要がある場合 117

(6) 「高速自動車国道」 と「高速自動 車国道以外

の高速道路等」の概念整理の見直し

設置される道路が 面及び出口の予告 改正前の標識令は、 (⑪)」等の案内標識について 高速道路等に設置される「方

にある路線名を「方向としての路線の通称名」(小

高速道路等の多くが高速自動車国道と接続してい

通称名」(大きく表示)として、

表示する方向の先



1 「高速自動車国道」に該当する か

2

「高速自動車国道以外の高速道路等」

に該当す

によっ 3 τ その表示内容、 法 設置場所等に差

異を設けて規定していた。

する 内容、 標識として、「サービス・ には都市高速道路のほか、 置されることを前提としたものであり、 識はいずれも首都高速道路等の都市高速道路に設 に適合したものとしている。 サービス・エリア (昭)」を位置付けることとしたが、 友 般国道の自動車専用道路、 今般新たに、 法 設置場所等についても都市高速道路 (116の2)」及び ②の道路に設置される案内 エリアの予告 日 ところが、 本道路公団等が管理 本州四国連絡道 「道路の通称 これらの標 その表示 ②の道路 116

> することは適当ではない。 都 いう。)が含まれていることから、 市高速道路以外の②の道路に設置されるもの これらの標識

が、 ている。 される案内標識を用 に該当するものの、 ځ も①の道路に準ずるものとして、 そこで、②の道路の概念を「一般国道自専道等 「都市高速道路」に区分することも考えられる 現状において一 以下の様な点で②の道路より 般国道自専道等は、 いているものが大部分となっ ①の道路に設置 ②の道路

の接続等 ネットワー クとしての特性 (高速自動 国 道

利用交通の特性 (長トリップ交通大)

高 I・C間隔の長さ い規格・構造

れる。 切ではなく 「高速道路等」 |統合することとすることが適当であると考えら このため、 むしろ一般国道自専道等を①の ②の道路 の概念を三つに区分することは適 の概念を区分し、 現 道 行

(改正前)

(改正後)

とにか 見直しを行い、 標識を設置することが適当であると考えられるこ 都市高速道路よりも高速自動車国道と同様の案内 「高速自動車道以外の高速道路等」 以上のことから、 んがみ、 高速自動車国道と一 標識令上の 般国道自専道等については 「高速自動車国道」と の概念整理 般国道自専道

此

各都道府県道路公社が管理する都道府県道の

動

車専用道路等

以下

般国道自専道等」

〈改正のイメージ〉 路 等 高 速 道 高速自動車国道以外の 高速自動車国道 高速道路等 (立体交差化された自専道) 1 2 首都高速 阪神高速 速自動車国道 高 一般国道 自専道等 指定都市高速 これらに準ずる都市内の自専道

都市高速道路等

(注) 網掛け部分について、高速自動車国道に設置されるものと同様の案内 標識を設置できることとした。

等の概念を統合することとし、 案内標識を設けることができることとした。 等の案内標識につい 車線及び出口の予告 においても、「方面及び出口の予告 て、 (川)」、「方面及び出口 高速自動車国道と同様 般国 (⑪)」、「方面 道 自専道等 112

7.用地等の先行取得対策について

建設省建設経済局調整課公共用地係長 金子

進対策について以下概要を紹介することとしたい。 くつかのポイントの一つである公共用地等取得促 ころであるが、 回復を確実にするために」をうけた平成七年度第 一次補正予算案がさる一〇月一八日に成立したと 九月二〇日に閣議決定された「経済対策…景気 一般公共事業の追加をはじめ、

用地取得対策の概要

用 を図るために六、六〇六億円を計上し、 地域を中心とした公共事業に必要な用地取得促進 内訳としては一般公共事業費とは別途に、 ○○○億円が建設省関係の事業費である(表1)。 業費ベースで約三兆二、〇〇〇億円、 (地先行取得の促進対策として都市開発資金、 今回の公共用地等の取得促進対策は国全体の事 うち一兆五 うち公共 大都市 道

> 事業が要請されている。 として一兆五、○○○億円の公共用地取得に係る ることとなった。なお、 について五、○○○億円がそれぞれ追加計上され また、民間都市開発推進機構の用地先行取得事業 が 路開発資金について二四五億円、 :約二、〇四九億円、 道路公団が 地方公共団体単独事業分 別途に用 五〇〇億円 地 国

一公共用地先行取得制度及び制度改正 について

X

②施

小

(2)用

(3)特

(4)公

特定公共用地先行取得資金がある として、 による用地先行取得、 公共用地先行取得制度には、 資金融資を行う都市開発資金、 国が土地開発公社等の用地先行取得に対 いわゆる用地国債をはじめ 国庫債務負担行為 道路開発資金、 (図1)。これ

> 表 1 公共用地等の取得促進対策の概要 (単位:億円) 国

分

1. 公共用地の取得 (1)一般公共事業等

> 地 1 债

别 숲 計

(5)地方公共団体等

2. 民都機構を活用した

都市開発事業用地の 先行取得 総

①一般公共事業

(うち公共用地先行取得)

設

計

計

計

費

1

全 体

業 費

7,151

6,799

352

2,050

1,585

1,500

12,286

15,000

27,286

5,000

32,286

建設省関係

業

6,622

6,606

(245)

2,049

1,500

10,171

10,171

5,000

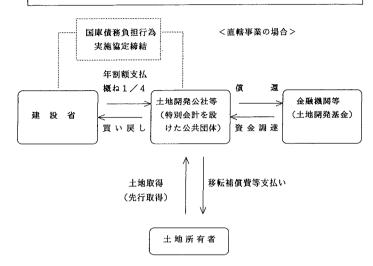
15,171

16

こととなるため、 らの融資による土 ので別途予算措置が講じられた段階で買い戻す 買い戻し価格は、 地取得は、 債務負担行為ではな その時点にお

用地国債(国庫債務負担行為)

直轄事業・補助事業について土地開発公社等による事業用地の先行取得を促進す るため、国庫債務負担行為を設定。土地開発公社等の土地取得年度の翌年度以降4 箇年以内に再取得を行う



都市開発資金 (用地先行取得)

直轄事業及び公団事業について、土地開発公社による公共事業用地の先行取得を 促進するため都市開発資金特会から低利融資(一般会計からの繰入により金利を低 減)を行う

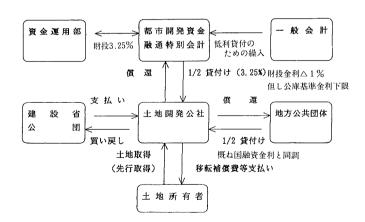


図1-1 各種用地先行取得制度

進されるもの 経営を損 あ ತ್ತ なうことなく、 П 0 と期 措 置 によっ 待されている T 適 切な用地 土 地 開 発 公社 先行取得が 0 健 全

推

この

ため

地価下落局面にお

いては、

11

る

わ

W)

時

価

評

価

額

が

基準となっ

T

る。

た土地開発公社等に

ト割 資はやや

れが

行取得について 民間都市開発推進機 構による用地

[資金を導入して土地を取得する際の 発 民 事業のため 間 都 市開発推進 Ó 用 後構 地 先行 取得を行うため 下 -民都 機 政 構 府保 1= が 証 都

民 枠

間

市

をもって買い戻すことができることとしたもの

あ お

á b

特別

のある場合に

うい 得

7 を は

土地開

紅牲等の

土. 0

地 事 な

取 情

不得等に

要した費

角

勘案した価

格

間 開 そこで今回

制

度改正としては

7

ŧ

お

用

地先行

敢

を

促 地

進 価

でする必要が 下落局面 あ

b

この

ため ヮ

近年

 \dot{o} コ

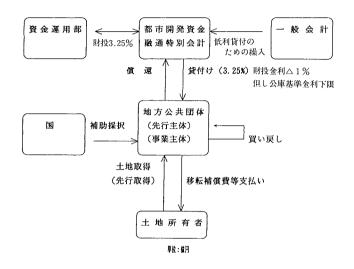
融 ス

-低調であっ 生じる可能性 先行取得を行

Ħ, とし 認 0 0) 和 Бį (周辺と一 無利 め 土 3 一地取得要件の緩和措置として、 ○○○億円 ○○○億円が計上されている て、 子貸付金は約五〇〇億円)。 000 を図ることとし、 体として を追 m² ↓ 五. 計 加することとなっ 画開 00 また民都機構の 発する際は不整 整 が、 形 面積要件の 方民都 要件 た 今回 お 国 保 形 の撤 [おらに 有期 でも 機構 か 7 緩 Ġ 廃

につ 'n 亚 て五年から一〇年に延長し、 成 Ŧi. 年度 の第三 一次補 芷予 算に 元の 土 い 地 所

補助事業について、地方公共団体による公共事業用地の先行取得を促進するため 都市開発特会から低利融資(都市機能更新用地については一般会計からの緑入によ り金利を低減)



道路開発資金

公団事業について、地方道路公社等による公共事業用地の先行取得を促進するた め、道路特会及び道路開発振興センターから低利融資 (民間資金との併せ貸し)

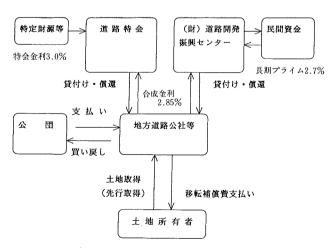


図1-2 各種用地先行取得制度

者等の第三者に拡大することとした。 有者との買 Į, · 戻し 特約につ いて市 街 地 再開発事業

四

地方公共団体における公共用地先行

地方公共団体の事業につい いて、 取得について 兆五、 ○○○億円の規模で用地先行 ては 今回 の 経済対策 債 地 0)

にお

取 の支援措置として、 ころである。 取 3 得等事業債の 得 の取得に について通常の事業規模を上回る部分につ 具体的 か かる には 方これらの措置を講じた場合 積 起 極的 市 債 土 街化区域内の一 地開発基金、 な活用が求められ (公共用 地先行取得等事業 公共用地 定条件の T ţ ると 0) 玉

お H る事 業の 追 加 が要請されたところであ 先行

> て、 て交付税措置 当該起債許 (三年間 可 額の を行うものとしていると |%に該当する部分に つ

ころである。

道行セ 95.11 49

判例速報

判決について最近言渡された二つの行政事件の

建設省道路局道路交通管理課訟務係

政事件訴訟は、 告訴訟が主となっている。 求めるものなど処分、裁決の取り消しを求める抗 を求めるもの、 建設省(道路局)を当事者として提起される行 建設大臣による審査請求の裁決の取り消しを 高速道路の料金の認可の取り消し 高速道路の建設差止めを求めるも

判決の言渡しがあった。 訴訟二件について本年五月一七日と八月三一日に 建設省道路局において最近担当した、行政事件

四に規定する高速自動車国道の料金等の変更認可 び運輸大臣が行った道路整備特別措置法第二条の 可に対する異議申立ての却下決定の取り消しを求 めた事件の地裁判決であり、 前者は、建設大臣が行った鉄道事業法第六一条 一項ただし書に規定する道路 後者は、 への鉄道敷設の許 建設大臣及

> ある。 の 者は東京高等裁判所に控訴され、 の主張が認められ勝訴し、 れらは、いずれも国側 取り消しを求めた事件の控訴審判決である。 (建設大臣及び運輸大臣) 後者は確定したが、 現在も係争中で 前

異議申立却下決定取消請求事件 (営団七号線訴訟)

(東京地裁判決平成七・五・一七 平成五年 (行ウ) 第一四八号)

1 事件の概要

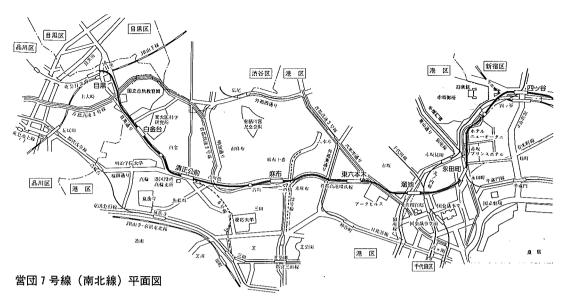
(1) 営団七号線(南北線)の概要

施行する地下鉄七号線 帝都高速度交通営団 (南北線) (以下「営団」という。)が は、 目黒 (品川

> 起された区間は工事中区間のうち、 についても現在工事中であるが、 三年一一月二九日に開業しており、 である。駒込~赤羽岩淵間六・八㎞は、 中心部分を南北に縦断する延長二一・四㎞の路線 て終点の赤羽岩淵(北区岩淵町)に至る東京都の 区上大崎)を起点とし、 五・二㎞で道路下に鉄道を敷設する部分である 麻布、 四ツ谷、 本件で訴訟が提 目黒〜溜池間 その他の区間 既に平成 駒込を経

原告らの主張

事は、 び自然と子供を守る会の教育権を侵害し、 育園や白金幼稚園の自然を破壊し、 会員(以下「原告ら」という。)は、 園の園児ら、近隣住民ら及び自然と子供を守る会 営団七号線沿線に所在する白金幼稚園、 周辺環境に多大な影響を与え、 当該地下鉄 白金幼稚園及 白金自然教 幼稚園 同



の決定の取り消しを求めて提訴したものである。 処分の取り消しを求める法律上の利益を有しない これに対して建設大臣は、本件異議申立人は、 う。)の取り消しを求めて異議申立てを提起した。 基づく道路下に鉄道を敷設する許可及び当該地下 児の教育を受ける権利ないし学習権を侵害すると たところ、建設大臣を被告として本件異議申立て から本件異議申立ては不適法であるとし、 鉄工事の施行認可(以下「本件許認可処分」とい 大臣に対し、 して行政不服審査法第六条の規定に基づき 「法」という。)第六一条第一 建設大臣が行った鉄道事業法 項ただし書の規定に 却下し 以下 建設 原

法は、 (3) 法第六一条第一項ただし書について その目的を鉄道事業等の運営を適正かつ

きは、 路法 は 敷設してはならない。ただし、やむを得ない理由 してこれを禁止し、 理等に支障を来すおそれがあることから、 がある場合において、 発達を図り、 合理的なものとすることにより、 また、法第六一条第一項は 鉄道線路を道路に敷設する場合には、 (昭和二七年法律第一八〇号)による道路 この限りでない。」と規定している。 道路管理等を所管する建設大臣の許可 もって公共の福祉を増進することと やむを得ない理由がある場合 建設大臣の許可を受けたと 「鉄道線路は、 鉄道等の健全な 道路管 原則と 道

> 等の必要という公益相互間の調整を目的とするも のである

訴訟に至る経緯

2

平成元年九月二六日

(1)

二番地先」から終点 申請した。 番地先」までの道路に鉄道線路を敷設する許可を 規定に基づき、起点 営団は、 建設大臣に対し、 「東京都港区赤坂二丁目一一 「東京都品川区上大崎四丁 法第六一条第一 項

平成三年五月二二日

(2)

申請した。 び工事の施行の認可 の道路に鉄道線路を敷設する許可の変更の許可及 年六月一八日、 建設大臣は、 営団は、 同内容を許可し、 以下 建設大臣に対し、同区間 「原処分」という。)を 引き続き平成三

(3) 平成四年七月一日

施行認可を行った。 建設大臣は、 同内容許可の変更の許可及び工事

平成四年一二月四日

(4)

ないし学習権を侵害するとして行政不服審査法第 然を破壊し、 六条の規定に基づき、 の教育権を侵害し、 な影響を与え、 原告らは、当該地下鉄工事は、 白金幼稚園及び自然と子供を守る会 白金自然教育園や白金幼稚園の自 幼稚園児の教育を受ける権利 建設大臣に対し、 周辺環境に多大 原処分の

にかからしめ、

鉄道事業等による利益と道路管理

取り消しを求めて異議申立てを提起した。

(5) 平成五年三月三日

議申立ては不適法であるとして却下した。消しを求める法律上の利益を有しないから本件異選申立人は、原処分の取り

(6) 平成五年六月三日

定の取り消しを求めて提訴した。よって建設大臣を被告として本件異議申立ての決まって建設大臣を被告として本件異議申立ての決

3 判決の概要

対し、 ð, 件道路につき解除するものであり、本件道路の周 され又は必然的に侵害されるおそれのある者をい 律上の利益がある者、すなわち、 当たるか否かであるが、 第一項にいう「行政庁の処分に不服がある者」に とは明らかである。(中略) 体法上の権利、 辺住民に対し、 に鉄道線路を敷設することの許可であり、営団に 自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害 者』とは、 「法四条一項にいう『行政庁の処分に不服がある 本件の争点は、原告らが行政不服審査法第四条 と解すべきである。」として、「原処分は、 般的に禁止されている右敷設行為を、 当該処分について不服申立てをする法 右許可の法的効果として、 利益に制限を加える処分でないこ 本判決は、 仮に、 当該処分により 本件工事によっ 行政不服審查 その実 道路 本

うまでもない。」との判断を示した。
て、原告らの実体法上の権利、利益が侵害されるとすれば、原処分の取り消しを待つまでもなく、とすれば、原処分の取り消しを待つまでもなく、とすれば、原処分の取り消しを待つまでもなく、とすれば、原処分の取り消しを待つまでもなく、とすれば、原処分の取り消しを持つまでもない。

ら、 ずれも原処分により自己の権利若しくは法律上保 原告らの請求を棄却した。 服審査法の解釈を誤った違法はない。」と認定し、 らの異議申立てを却下した本件決定には、 立人適格を有しないといわなければならず、 護された利益を侵害され又は必然的に侵害される とし、「本件道路の周辺住民等である原告らは、 解することはできないといわなければならない。」 個別的に保護することをも目的としている規定と 右許可制度が当該道路の周辺住民の具体的利益を 審査して、その許否を判断するためのものであり、 おそれがある者に当たらないというべきであるか 原処分について行政不服審査を求める不服申 行政不 原告

裁判所にて係争中である。なお、原告らは、控訴したため、現在東京高等

する認可差止請求事件 高速自動車国道料金等変更申請に対

平成六年(行ウ)第一八五号)平成七年(行コ)第一一号)

事件の概要

1

への敷設が道路の構造や道路に与える影響などを

また、「法六一条一項ただし書による被告の許可

は

道路の維持管理の観点から、

鉄道線路の道路

四の規定に基づき、 備特別措置法(以下「特措法」という。)第二条の 認可の差止めから取り消しに変更した。 なものであると主張して建設大臣等を被告として 還主義及び公正妥当主義に反するものであり違法 本件申請は、特措法第一一条に規定する料金の償 七一名 六月一〇日、主に静岡県に所在する運送業者ら二 臣等」という。)に行ったが、これに対して、 という。)を建設大臣及び運輸大臣 金徴収期間についての変更申請(以下「本件申請」 いう。)ことから、 けで本件申請を認可した 本件申請に係る認可の差止めを求めて提訴した。 なお、 平成六年四月二六日、 (控訴審における控訴人は一七二名)が、 提訴後、 原告らは、 建設大臣等は同年九月二〇日付 高速自動車国道の料金及び料 日本道路公団は、 (以 下 請求の趣旨を本件各 「本件各認 (以下「建設大 道路整 同年

2 判決の概要

なる行政処分に当たるか否かである。本件の争点は、本件各認可が取消訴訟の対象と

(1) 第一審判決

のも、 格は、 建設大臣とともに運輸大臣に認可権限を付与した 国家行政組織の一環をなすものとして規定されて を受け、 う高速自動車国道等の新設、 く高速自動車国道の料金及びその徴収期間につき、 輸大臣の認可については、「特措法二条の四に基づ いるものと解することができる。」とし、一方、 の徴収との関係においては、特措法ないし公団法 として設立されながら、建設大臣等の広範な監督 機能の一部を代行するという性質を有するものと 行為は、 によって行われる国の行政作用であり、公団の行 動車国道等の新設、 したうえで、 範囲を確定する行為をいうものと解される。」と おいて、 とは、 いうべきであ」り、「公団は、 第一審判決は、「取消訴訟の対象となる行政処分 国の行政機能の一部を代行する広い意味での 行政庁が法令に基づき、その優先的立場に 本来、政策的な見地から主として建設大臣 高速自動車国道の料金及び徴収期間が、 主として建設大臣の監督の下の国の行政 直接国民の権利義務を形成し、又はその 高速自動車国道等の新設、 建設大臣の認可については、「高速自 改築及び料金の徴収行為の性 国とは別個の法主体 改築及び料金の徴収 改築及び料金 運 我

> それ自体として、外部の効力を有するものではな 関相互の内部的な行為と同視すべきものであり、 うな規定は、特措法及びその他の関係法令上存在 伴って課されることになることをうかがわせるよ 国道の利用者に対して、当該認可に係る料金の額 く運輸大臣及び建設大臣の認可を得た上で、 ことにかんがみ、運輸大臣の所管事項に関するも しない。」との判断を示し、「本件各認可は、 抗告訴訟によらなければ争い得ないような効力を 及び徴収期間についての受忍義務が取消訴訟等の 大臣及び建設大臣の認可自体によって高速自動車 行することによって徴収されるものであり、 の額及び徴収期間を官報で公告し(特措法 車国道の料金は、公団が、特措法二条の四に基づ るものというべきである。」とし、また、「高速自動 政機関としての監督手段として位置づけられてい のとされたことによるものと解される。そうする が 項)、個々の利用者が現実に高速自動車国道を通 国の運輸行政の根幹にかかわる重要事項である 運輸大臣の本件認可もやはり実質的な上級行 一四条 料金 運輸

> > 却下した。ものと言わざるを得ない」として原告らの訴えを

(2) 控訴審判決

本件控訴を棄却したものである。
分にあたらないとの判断を示した原判決を支持し、分にあたらないとの判断を示した原判決を支持し、というべき」とし、取消訴訟の対象となる行政処も実質的な上級行政機関としての監督手段である

訴審判決が確定した。 なお、控訴人らは、上告をしなかったため、控



の行為を対象とするものであり、(中略)

不適法な

件各訴えは、

取消訴訟の対象とはならない行政庁

あたらないというべきである」から、「原告らの本

はないから、

取消訴訟の対象となる行政処分には

又はその範囲を確定するような効果を伴うもので

く、それによって、

直接国民の権利義務を形成し、

道路管理事務

相当者便り

般国道46号「仙岩道路」と

仙岩トンネル防災訓練

建設省東北地方建設局道路部路政課

激しい積雪寒冷地帯である。

仙岩道路は、一般国道四六号(起点盛岡

系の分水嶺でもある山地特有の気象の変化が

西に分断し、

かつ太平洋と日本海にそそぐ水

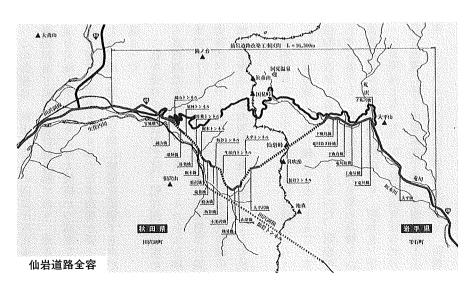
要をこの機会に紹介し、 結ぶ大動脈として重要な役目を担っている。 でも東北自動車道に直結し東北地方の東西を た道路であり、開通後二○年近くを経た現在 ルである仙岩トンネルの防災訓練についても 五五億円(昭和六三年価格では約三〇四億 昭和五一年に開通した仙岩道路は工事費約 開通二○周年を来年に控えた仙岩道路の概 の巨費をかけ、 かつ周辺環境を十分に配慮して建設され 当時の最先端技術を駆使 合わせて長大トンネ

奥羽山脈は東北地方の中央を南北に走り東

はじめに

歴史的背景

古来奥羽山脈の東側を「陸奥国」西側を と呼んできた。 歴史における中央から 出



からなる構造物の多い山岳道路である

延長一六・三㎞のトンネル八本、

橋梁二二

ネルにより抜き、岩手県岩手郡雫石町を起点 がる奥羽山脈を延長二、五四四mの仙岩トン

秋田県仙北郡田沢湖町を終点とする全

終点秋田市)のうち、

岩手・秋田両県にまた

仙岩道路

道を切り開いてきた。 道を切り開いてきた。 の政治、経済、文化の交流の波はこの奥羽山の政治、経済、文化の交流は、分断する険阻の圧政下に、また平和時には暮らしの向上に過酷な悪条件にもめげず、ある時は封建時代の圧政下に、また平和時には暮らしの向上にある。

た。 馬が往来していたという。古来、「生保内峠」、 来この峠道は仙岩道路と呼ばれるようになっ とって「仙岩峠」と命名したことによる。 の 務卿大久保利道」が峠の東西の秋田県仙北郡 (一八七七)に視察のためこの峠を越えた るようになったのは、 スとして、 手の盛岡平野と秋田の横手盆地を結ぶ最短コー 「国見峠」と呼ばれた峠路が仙岩峠と呼ばれ 「上下五里五町」の国見峠もその一つで、 岩手と秋田を結ぶ峠道は大小七箇所もあり 「仙」と岩手県の岩手郡の 秋田街道とよばれ古い時代から人 新道ができた明治九年 「岩」の二字を 内内 以 岩

2 改修の経緯

されてきた。わずかに盛岡から国見温泉への初期へかけて、ただ地図上の路線として放置仙岩峠越えの秋田街道は、大正期から昭和

た。 実現の時を迎えたのは昭和二六年以降であった。幾世紀かにわたる地域住民の夢であったが。幾世紀かにわたる地域住民の夢であったが。幾世紀かにおたる地域住民の夢であったが、

号となった。 の間に昭和三七年四月一級国道に昇格し四六 手両県の分担とし、秋田県側は昭和三八年一 工事は仙岩峠の県境を接点として、 間は秋田県仙北郡協和町から盛岡市までとし 市を結ぶ国道一〇五号として指定された。 の改修を、そして昭和二八年には秋田 定地域総合開発事業」の一環としてこの道路 月 眧 和二六年、 岩手県側は昭和三七年に完成した。 国の策定した「阿仁・田沢特 秋田・岩 ・盛岡 ح X

で五〇分で結ばれるようになった。「一年の日本で五〇分で結ばれるようになった。」で五〇分で結ばれるようになった。「一年の日動車道路に生まれ変わり、「一番政時代の数々の歴史を彩る秋田街道は、

ており、特に秋田県側には四・六㎞の区間に小岩井、田沢湖高原など観光開発による交流・監査となったが、この路線は急峻で複雑な鮮な野菜や三陸産の魚類が豊富に入り、また鮮な野菜や三陸産の魚類が豊富に入り、また

ていた。
一○箇所のヘヤピンカーブがあり、その標高
一○箇所のヘヤピンカーブがあり、その標高
一○箇所のヘヤピンカーブがあり、その標高

高まった。 高まった。 高まった。 高まった。 高まった。 高まった。 高まではとする上事となり多大な事業費を要するがはをである工事となり多大な事業費を要するがはためには大規模かつ高度な技があり、通年交には、 入田・岩手の両県庁所在地を

定した。

定した。

定した。

のルートについて地質、積雪、雪崩等の調

を放びペーパーロケーションによる比較線の

を放びペーパーロケーションによる比較線の

を放びペーパーロケーションによる比較線の

を放びペーパーロケーションによる比較線の

を放びペーパーロケーションによる比較線の

事 貸付返還に伴う山腹緑化工事、 岳地に六年の短期間で完成させ、 五年に着手し、 格的な改築に着手することとなった。 三㎞を直轄施工区間に編入するとともに、 ○月開通となった。 昭和四五・ トンネル漏水防止工事等を実施し、 四六年度には、仙岩峠部分一六・ 道路技術の粋を集め急峻な山 引き続き国有保有林の 雪崩防護工工 昭和五一年 昭和四 昭和 本

が ▲ kritit 終ノ作 現在の信料道路 Hijkili A 岩 非 肌 THIS HERME 仙岩道路の変遷

勾配は 標高は五 五四年三月をもって改築事業は完成となっ 新道 00 は旧 七二 m %が五%に、 道 に改良され冬期交通は完全に確保 m に比べ距離で約六㎞短縮され となって二六四 カーブ半径は七五 m 低く、 また m

> 両 光開発等各方面に大きく貢献することとな [県の交流は この改良は、 層活発 域の産業の発展はもとより たとなり、 資源開発、

3

た。

地

z ħ

観

区間 のである

グラフで見る整備事業 900 標高 833 m 800 700 旧道 600 標高534 m 500 仙岩道路 400 300 208 190

15000

10000

工事費は約155億円

涯 離 m

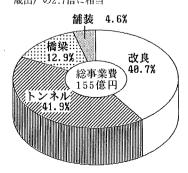
標

高

(昭和63年度価格では約304億円) 田沢湖町、雫石町総予算(昭和63年度 歳出)の2.7倍に相当

5000

新旧道路の標高差約300 m



トンネル 87所 4.94KM (30.3%) 土工 延長 9.39KM (57.6%) 16.3K m 橋梁 215所 1.97KM(12.1%)

難所をトンネル、橋梁の連続で通過

20000

km仙 は秋田 = 岩道 路 km工事事務所で、 は岩手工事事務所で施工したも <u>:</u> km のうち、 岩手側の現道改良 秋田側 三

香沙宝

	橋梁	珀.	兀		
椐	B 1	 <u></u>	延長	橋種	完成 年度
大	平	橋	51.3	単純合成桁2連	47年度
下	荒 沢	橋	30	単純合成桁	46年度
下	竜川	橋	101	単純合成桁+2径間連続鈑桁	47年度
上	竜川	橋	70	単純合成桁3連	47年度
竜	川陸	橋	34.5	片桟橋	48年度
下	鹿倉	橋	73	単純合成桁2連	47年度
竜)	川第2陸	橋	83	単純合成桁3連	48年度
下	晚鳥	橋	65	単純合成桁2連	48年度
大	平 沢	橋	155	RCラーメン高架+2径間 連続箱桁	48年度
Щ	紫	橋	40.8	単純合成桁	48年度
熊	見	橋	53.6	単純合成桁+Hピーム	47年度
木	滝 沢	橋	151.6	逆ランガー	48年度
板	谷	橋	40	RC方杖ラーメン	46年度
樹	海	橋	23	HĽ-A	47年度
猿	倉	橋	64.3	RCラーメン高架+単純合成桁	48年度
蛇	沢	橋	87.9	3径間連続鈑桁	48年度
堀	木	橋	147.2	ランガートラス	49年度
桂	巣	橋	41.9	単純合成桁	47年度
須	神	橋	210	3径間連続箱桁+単純合成箱桁	47年度
湖	Щ	橋	229.6	14径間単純PCプレテンホーロー スラブ桁	50年度
宝	風	橋	209.4	5径間連続V橋脚ラーメン	48年度
	計		1,961.9		

道路構造諸元

延 長	16.3km (秋田県側8.3km、岩手県側8.0km)
区 間	自 岩手県岩手郡欒石町橋場 至 秋田県仙北郡田沢湖町生保内 地内
構造規格	第3種3級
設計速度	60km/hr
巾 員	0.5~1.25~3.0~3.0~0.75~2.0=10.5m (2車線)
曲線半径(最小)	100 m
最急縦断勾配	5%
工 費	155億円(うち用地費0.5億円)

トンネル諸元

	HH > 0					
トンネル名	延 長 (m)	内空断面 (m¹)	縦断勾 配(%)	曲率半 径(m)	標 高 (m)	完成年度
仙岩トンネル	2,544	47.53	2.5	直線	576.64	51年度
大平トンネル	470	45.78	4.0	1,000	520.2	49年度
生保内トンネル	588.4	45.78	3.3	直線	463.9	47年度
板谷トンネル	149	45.78	5.0	300	441,6	48年度
堀 木トンネル	155	45.78	4.5	200	410.5	48年度
桂巣トンネル	392.5	45.78	3.6	直線	395.5	49年度
須神トンネル	405	45.78	4.0	直線	370.0	47年度
湖山トンネル	235	45.78	4.0	直線	360.0	47年度
計	4,938.9	45.78				

おり、

訓練内容の充実を図り毎年欠かさず行われて

本年一〇月に一九回目の防災訓練を実

ル車両火災事故の発生を教訓にして、

さらに

昭和五四年七月の東名高速道路日本坂トンネ

した翌年の昭和五二年から実施されているが、

仙岩トンネル防災訓練は、

これまでの経緯

施したところである。

るトンネル防災訓練であり、

秋田・岩手両県

関係者の

東北地方建設局管内では最も長い伝統のあ

の関係機関一丸となって取り組み、

規制通知を徹底して行っている。 情報板の表示等により、 道路情報センター等を通じて、 を伴うものであるため、各報道機関、 防災意識の高揚に大きく寄与している。 また訓練は、 仙岩道路の一時間全面通行止 道路利用者に事前に あるいは道路 警察、

2

訓練目的

防止する。 内防災設備の有効利用と関係機関の対応によっ て、災害を最小限にとどめ二次災害の発生を 及び車両火災等が発生した場合に、 仙岩トンネル内での交通事故により負傷者 トンネ

防災訓練

57

仙岩道路が開通

3 日時・ 訓練場所

平成七年一〇月四日

一二時から一三時まで

秋田県仙北郡田沢湖町生保内字生保内沢地

般国道四六号仙岩トンネル秋田坑口 側 内

4 参加機関

警察本部・大曲仙北広域市町村圏消防本部 秋田県・岩手県・秋田県警察本部・岩手県

湖町・雫石町・建設省秋田工事事務所・建 盛岡地区広域行政事務組合消防本部・田沢

設省岩手工事事務所

参加人員合計 四四 名

5 二二時頃、 事故想定(夜間 仙岩トンネル秋田坑口より四五

0

· m付近トンネル内で盛岡方面へ進行中の乗

運転者は負傷したが自力で脱出し岩手方向よ 用車が居眠り運転により左側壁面に衝突し、 え照明灯が消えた。 衝撃により出火しトンネル内のケーブルが燃 り進行中の車に救助された。事故車は衝突の

界を失い事故車に追突し、 車両が事故車の煙と突然の消灯により一 その直後、 秋田側より進行中の危険物運搬 運転者は車内に閉 瞬視

> じ込められた。 ム缶から漏れた軽油に着火し炎上した。 ○番通報されたが、 よりトンネル内の非常電話で一一九番、 最初の負傷者を救助した者に まもなく、 散乱したドラ

6 訓練内容

(道路管理者)

通報連絡訓練

火災報知器の作動 訓練

道路情報装置の作動訓練

換気装置の作動訓練

(交通警察

通報連絡訓練

交通規制訓練

(消防

消防本部活動要領により救助・ 消火訓練等

7 訓 練状況

係機関の見学者はあらかじめ指定された安全 定された訓練を実施した。 を燃やし、実際の車両火災に近い状況下で設 搬入し、すぐ側で油 練を開始した。トンネル内に事故想定車両を いないことを確認してその後に予定どおり訓 事項等を徹底させ、 訓練に先立ち各参加者に訓練の概要と留意 トンネル内に停留車両が (ガソリン・灯油混合) 報道関係など各関

> 地帯に位置したが、 む等緊迫感ある見学であった。 油燃焼による煙を吸い込

四五〇mのトンネル内部で、三〇分近くの消 作訓練が主となるが、 討会の場でおおむね良好の評価を受けている。 当初の目的を十分に果たし、 **交通警察の通報連絡訓練等も順調に実施され** れと並行して道路管理者の各装置の作動訓練 臨場感・緊迫感ある訓練となった。 工作車の照明でも満足に視界が確保できない 灯下・濃煙の中での作業であり、 訓練現場では、 消防による救助・ 特に今回は、 訓練終了後の検 消防の救助 また、こ 坑口 消火・エ から

まとめ

8

めるとする。 岩手工事事務所長が行った総評をもってまと 訓練終了後に開催された検討会の席上で、

行ったことで、 た一時間の中で必要な訓練をするので、 るかということを考えていかなければなりま 発生の状況をいかに正確に把握して伝達され 伝達のことです。実際に道路を止めて限られ しても情報伝達という部分が抜けてしまいま 『訓練のなかで一つ気になったことは、 初動体制をどうとるか、また火災の事故 今回、 消火や救助などを実践に即して 成果や反省点がでたので、 次

*



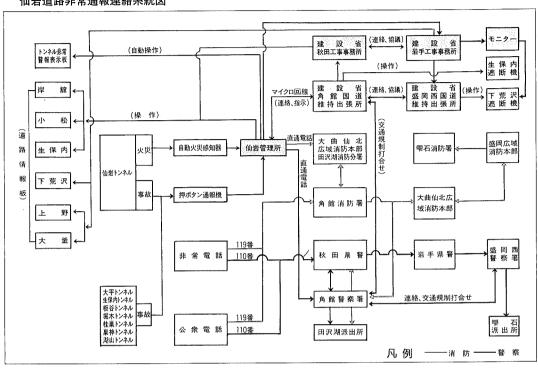


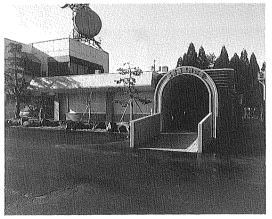
願いしたいと思います。』 原いしたいと思います。 関いしたいと思います。 事だと思っています。 事だと思っています。 事だと思っています。 実際事故がどのように起こ こるか分かりませんが、それぞれが常に起こ こるか分かりませんが、それぞれが常に起こ りうると日頃から心の奥に持って、いざとい う時に連携を強くしながら行動することが大 う時に連携を強くしながら行動することが大 もた訓練がされるよう、関係機関の協力をお した訓練がされるよう。

〈参考〉 仙岩トンネル換気・照明・管理・防災設備

19:57	HALL TO JAKE	"祝"为"自注"的火敌闸		
区分	設備機器名	諸 元	台数	備考
换 気	換気用送風器	型式:横型軸流1段式、75m²/s 電動機:サイリスタ型 210kW, 950r.p.m	2	秋田, 岩手両換気所
照 明	トンネル照明	ナトリウム灯:Nx35, Nx90 基本照明:30lx 深夜調光	643	対向配列
	火災感知器	ふく射式 (二波長式ちらつき型)	102	25m間隔片側配置
	水噴霧設備	遠近2投式 3.5㎏/㎞, 6ℓ/㎢/㎞, (2,500ℓ/㎜) ノズル間隔5m, 1区画25㎜	102	左側配置 1火災2区間
	消 火 栓	40㎜型ホースリール式, 30mホース付, 130ℓ/min	51	左側50m間隔
防 災	坑 外 給 水 栓	65mm型地上式,双口不凍式 400 ℓ /min	2	両 坑口
	ダクト内水噴霧設備	3.5kg/cm² 1,800 ℓ/min ,	2	両坑口連絡ダクト内
	給 水 設 備	消火ポンプ 250mmφ, 5.2m*/mm 1台 トンネル内送水本管 250mmφ, ダクタイル鋳鉄管	i	岩手換気所 地下水槽 240ton
	消火器	ABC粉末 6.5kg×2本	51	100m間隔千鳥配置
	非常電話機	110番, 119番専用	27	200m間隔千鳥配置
	非常通報機	押ボタン式、応答ランプ付	51	100m間隔千鳥配置
通報警報	誘導案内表示灯	内部照明矢印式,	26	200m間隔千鳥配置
/四千以191千以	誘導式無線電話	漏洩洞軸ケーブル式,VHF	1	
	路側放送設備	送信所 1620KHz, 10W (刺巻, 橋場)	2	
	非常警報装置	電光式表示板,信号灯,サイレン	2	
	監視制御装置	サイクリックデジタル方式	1式	管理所で集中監視制御
	監視用テレビ(ITV)	坑内固定式,坑口旋回式	15	坑内片側200m間隔
監視制御	一酸化炭素測定装置	0~300pm測定,非分散赤外線分析式	3	中央部及び両坑口
	煙霧透過率測定装置	0~100%測定,光電変換式100m透過率	3	中央部及び両坑口
	交通量測定装置	ループコイル式、車種別台数	2	両坑口
	高圧受電設備	6,600V/415, 215, 105V, 900KVA 1,350KVA	2	両換気所
受配電	予 備 発 電 設 備	6,600V, 1,250KVA, 3相8極自励式 ディーゼルエンジン 1,500PS/750r.p.m	1	秋田換気所
	無停電電源装置	バッテリーインバータ 30KVA, 10mm供給	2	両換気所

仙岩道路非常通報連絡系統図





秋田県仙北郡田沢湖町生保内字武蔵野12 □ 1 8 7 - 4 3 - 1 7 5 0 開館時間 毎日 9 時から16時まで

閲覧できるようになっている。 計図・技術図書・道路関係専門誌を集め、 技術的ならびに一般の人々が自由に 橋梁、

りやすく紹介している。

また仙岩道路の計画調査や工事の様子を当時の記録映像ビデオによって分か

仙岩道路ぞいに平成二年に開設された。 の自然とたたかった人々の記録を展示している。 路に分けてわかりやすく展示するとともに、仙岩峠の自然を取り入れて仙岩峠 仙岩道路改築当時の記録写真を計画調査・建設、 資料ライブラリーは、仙岩道路改築工事に関する工事・調査記録をはじめ設 仙岩道路資料館は、道路関係の展示物や図書資料を自由に閲覧できるように、 トンネルと現在の道

洋上国道58号



鹿児島県土木部道路維持課技術補佐 東 英雄

負担法いろいろ

国道の新設又は改築に要する

メートルは日本で一番長い国道 縄県の那覇市に至る国道である。 島の種子島、奄美大島を経て沖 にして東シナ海を南下、 洋上を含めた延長八七○キロ 南西諸

沖の県境までを紹介する。 そして本県最南端の島、 喇列島の島々、奄美群島の島々、 り南下、 琉球文化と大和文化が融合する 化を伝えた海のシルクロード。 かつては黒潮に乗せて南方文 起点の鹿児島市からゆっく 種子島、 屋久島、 与論島 吐 増か

国道五八号は鹿児島市を起点

れる。 置法に基づいて国庫負担がなさ 沖縄県域は沖縄振興開発特別措

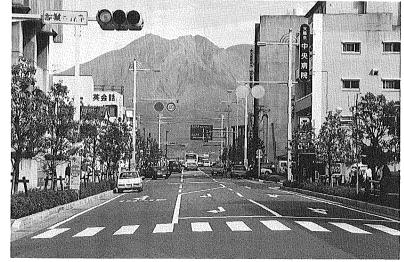
に分かれて所管される。 北海道沖縄開発庁の三省庁

また国の機関も建設省

国土

奄美群島振興開発特別措置法、

点から約 国神社前で合流する。 した国道一○号は鹿児島市の照 下した国道三号、 北九州市を起点に左回りに 一〇〇メートルほど国 右回りに南下 この合流 南



国道58号の起点

域は離島振興法、

奄美群島域は

鹿児島市域は道路法、

種子島

号には四種の負担法が適用され が大半であるが、この国道五八 費用は道路法五〇条によるもの

> 道行セ 95.11 61

起点部鹿児島市

いる。 ろに西郷隆盛翁の銅像が立って 道一○号寄りにバックしたとこ

メートル延びる国道五八号の起 ここが、 延々南へ八七〇キロ

見上げるロケーションはすばら の管理となっている。 約七〇〇メートル、この間は直 錦江湾にダイビングするまでの 山灰に悩まされることもある。 轄区間で鹿児島国道工事事務所 市街地部を真っ直ぐ東進して 桜島の真ん前、 夏場は東風に乗った火 眼前に桜島を

クルージングロード

地 座す。 岬燈台が剝き出しになった断崖 たといわれる薩摩富士開聞岳が 隊員が日本国土との別れを決し 知覧特攻基地を飛び立った特攻 て波静かな錦江湾を南下する。 湾口右手に、太平洋戦争末期 大隅半島と薩摩半島に挟まれ 左手に本土最南端の佐多 少し南下して北緯三一度

の上にそそり立つ。

立っている。 が日本海流と対馬海流に分かれ た怒りからか、 黒潮が二つの海流に引き裂かれ る錦江湾口は海の難所である。 いよいよ外海、北上する黒潮 いつも三角波が

化が進むなか島民四○○余人が 黒島が点在する。 島を守っている。 波間に三島村の竹島、硫黄島 過疎化、 高齢

である。 方向に平坦に延びる島、 島陰に入り波が静まる。南北 種子島

サンセット街道

衛星打上げの島として良く知ら れている。 わった島、 史的には日本に初めて鉄砲が伝 南種子町の一市二町からなり歴 種子島は西之表市、中種子町、 現在においては人工

である。 関 沿いに南へ約五〇キロメートル 耳 種子島の国道五八号は島の玄 西之表港から島の西海岸



人工衛星の打上基地

水平線に落ちる夕日

で、 主要なアクセス道路となるもの は用地買収が進められている。 島空港が建設される予定で現在 年度の開港を目指して新種子 中間点の中種子町には平成 国道五八号はこの新空港への 平成一一年の開港に合わせ

の町、 南種子町へ。 担で重点的に整備中である。 さらに南下して種子島の南端 離島振興法による国庫の負 そして宇宙に最も近い町

> 界遺産に登録された屋久島を後 を中心にする屋久島の山々 せてくれる。 に落ちる夕日は大自然を満喫さ ロメートルにある屋久島の島影 にさらに南下する。 九州一の高さを誇る宮之浦岳 世

夕日は絶景である。

沖合一五キ

吐噶喇列島

の島々の間を抜ける洋上国道で ○○キロメートルは吐噶喇列島 屋久島から奄美大島までの二

ここは南北に日本一細長い村

の西側に位置する島間港からの 東シナ海にダイビングする。

国道五八号は南種子町島間で

島

ある。

いたが昭和二七年に日本に復帰戦争後、米軍統治下に置かれて戦争を、米軍統治下に置かれて

村の玄関は北緯三○度線上の口之島、諏訪之瀬島、平家の落人之島、諏訪之瀬島、平家の落人伝説の伝わる平島、伝統芸能ボゼ祭りのある悪石島、珊瑚礁に包まれた小宝島、宝島の七島が有人島である。

十島村も類にもれず過疎化が生島民が集団離島し無人島になっている。また高齢化も進むなか、現在は村民七○○余人がなか、現在は村民七○○余人が

のが実感できる。
北から南へ下がって行くと、
・ 北から南へ下がって行くと、

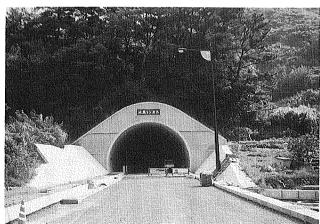
島で一四時間を要する。絶海のでは一、○○○トンの村営船十では一、○○○トンの村営船十

の横当島を後にさらに南下する。と見る価値のあるところである。時間をかけ悠々じっくりである。時間をかけ悠々じっくりがある。

奄美大島

国道五八号は奄美大島の北端の町、笠利町の役場所在地赤木名に再上陸する。赤木名は江戸時代、薩摩藩の主財源、黒砂糖を取り仕切る代官所があったとを取り仕切る代官所があったと

地形であることからトンネルが八二キロメートルである。山岳南端の町瀬戸内町古仁屋まで約国道五八号は島都名瀬市を経て



-完成間近の地頭トンネル

多く、供用されている五つのトンネルのうち、三つは一、〇〇ンネルのうち、三つは一、〇〇の地頭トンネル(延長一、〇六五メートル)は今年一一月二五日に供用を開始する予定であり、日に供用を開始する予定であり、日に供用を開始する予定であり、日に供用を開始する予定であり、イル(延長五〇九メートル)はネル(延長五〇九メートル)は

備を行っている。このように地形的な制約から、このように地形的な制約から、改良工事にあたってはトンネル改良工事にあたってはトンネル改良工事にあたってはトンネル改良工事にあたってはトンネル改良工事にある。

走る植物園

亜熱帯に位置する奄美大島。

ハイビスカスロード

はつづら折りの旧道である。 便利になったが、 気分をなごませてくれる。近年 国道五八号の沿線は、 トンネルができて通行は格段に い熱帯性の植物がドライバーの 一々の景色、植物を楽しめるの 沿道の四季 めずらし

照りつける真夏の太陽。 はり真っ赤なハイビスカスが似 を告げる コンロンカの白い葉は梅雨入り 名瀬市の国道五八号、 青い海、 真っ青な空から 。夏はや 本

は六調でおわる

次第にテンポが早くなり、

いう)ごと輪になり、

に始まる。

本茶峠の雨にぬれた

初夏。奄美の梅雨は五月中旬

寒さを運んでくるみいにし。 ドと銘打って整備中である。 みいにし(新北風)と呼ぶ。肌 茶バイパスはハイビスカスロ か寂しさが漂う。 にしに揺れる野の芙蓉にはどこ わらかな秋の日差しの中、 秋。奄美では季節風の一番を みい ¢,

合で唄がはじまる。初めは遅く 身集落(地元の人は「しま」と 夜な夜な八月踊りで賑わう。 この時期、名瀬市内の公園は 男女の掛 最後

三太郎峠のひかげへご



ほとんど無いが、季節風のせい 気温が一○度以下になることは 美にも冬はある。 る白玉は冬の到来を告げる。 まきつく。 の木に遠慮がちに白玉かずらが 国道を一歩離れると原始をと 季節風を切る松の枝。松 四季がはっきりしない奄 実際の気温より寒く感 北風に小刻みに揺れ 海洋性気候で

ラセナ、

野ボタン、ブーゲンビ

浜昼顔、 る。日照の強い平地はクロトン、 どめる林の中には、なごラン、 独特の嫌日性植物が多く見られ ふうラン、大タニワタリ等奄美 ハマボウ、アダン、ド

1

の画家、 リア等の赤、 満艦飾である。 げへごを描いている。 でひっそりと生涯を終えた孤高 八号の旧道、住用村三太郎峠の 太古の道である。 ごの群落を抜けるつづら折りは ひかげへごの群落である。 また峠を下った西仲間地区の 方、 見逃せないのは国道五 田中一村も好んでひか ひかげへ 緑、 奄美

広がっている。昭和天皇も絶賛 左手一帯にはマングローブ林が 住用村のマングローブ

満喫できる ローブ林は手付かずの自然を た約七一ヘクタール ハのマン

名瀬市街地の道路整備

が昭和日 この間 利用している 換 12 部の地籍調査が行われ、 球政府の管轄下に置かれていた 地 実施した土地区画整理事業の 奄美大島は太平洋戦争後、 計画従前図にはこの図面を 一八年に日本に復帰した。 琉球政府により市街地 復帰後 琉

〇年、 日 本に復帰した直後の昭和三 名瀬市街地は大火に見舞

> 三次、 事業で整備している。 部の国道五八号は土地区画整理 で整備された。 われ火災復興土地区画整理事業 四次地区と施行し市街 引き続き二次 地

地 平田地区には減価補償金を導入、 中である。 換地処分に向け換地計画を作成 る。 平田地区の二地区を施行中であ 内地区は事業が概成し、 一区内を通る国道五八号の整備 昭 また現在も郊外部の輪内地区、 和 五四年に事業着手した輪 平成元年に着手した 現在は

にあたっては公共施設管理者負



火災復興で整備された名瀬市市街地

火災復興で整備された古仁屋市街地

町古仁屋の町も昭和三三年に大 二八度線の瀬戸内町 号は奄美大島の南端の町、 庁で施工してい 瀬市に支払い、 担金を土地区画 市街地は火災復興土地区画整理 火に見舞われ国道五八号を含む 奄美大島を縦貫した国道 工事は県大島支 整理施行者の名 瀬戸内 北緯 五八

奄美の洋上国道

事業で整備された

いる。 る。 3 高 海岸が続く大島海峡は透明度の 三たび大島海峡にダイビングす と色とりどりの珊瑚が群生して 大島海峡を抜け、 い海中に色あざやかな熱帯魚 市街地部を抜け国道五八号は 波穏やかな美しいリアス式 向 か い側は加計呂麻島、 さらに南下す

T 寿者が多いことでもまた知られ 島 闘牛で知られる徳之島は、 個 そして「東洋の海に浮か の真珠」という形容 花と鍾乳洞の島沖永良 長

ï.

続く。 ぴったりの美しい島与論島 へと

度線、 県へと引き継がれる。 与論島沖を抜けると北緯一 国道五八号はここで沖縄 七

おわりに

て四度三〇分もある。 延びる国道であり、 ら沖縄県境の与論島まで南北 国道五八号は起点鹿児島市 緯度差にし

大自然、 地質、 熱帯へと移って行く。 1= 化 化から奄美文化を経て、 を肌で感じながら、 太古の姿をとどめる手つかずの 文化が少しづつ変化していく。 奄美群島と連なる各島は地形、 一、変化、 種子屋久諸島、 ゆっくり変わっていく様等 林相、 孤島の厳しさ、 島一つ南下するごと 植生、 吐噶喇 気候、 温帯から亜 琉球文 大和文 刻島、 歴史、

夢 ó 国道五八号はロマンあふれる 国道である

伊予の道 -古道からの旅立ち

愛媛県土木部道路局道路維持課



国カルストが広がっている。 平野が広がり、南側には四国 国の北西部に位置し、 に縦走する中央構造線を境とし 脊梁をなす四国山脈や雄大な四 そ の 一 北側には瀬戸内海に面した 角を占める愛媛県は四 県を東西

まれ、 小二〇〇余りの島々が散在する 摺宇和海国立公園と青い海に囲 北は瀬戸内海国立公園、 地の多い地形であるが、 積が約七割を占める全体的に山 山々や盆地が多数あり、 畑に及ぶ海岸線を有しており、 など全国五位の一、六二四・七 八二m)をはじめ多くの険しい 本県は、 南予のリアス式海岸や大 両面の自然の景観に恵ま 霊峰石鎚山 南は足 林野面 一方、 九

した。

大山 統神社 法 Ø •

愛媛の観光マップ 図 1

> 古代から近世― 伊予の時代の陸上交通

通の歴史をみると、 令制度の確立とともに、政府は 全国を京師、 この伊予の国のおける陸上交 伊予の古道 畿内、七道に分け 古代は、

れた、 多様で美しい地形となっ

ている 治六年に県名の「愛媛」が誕生 「伊予」といわれていたが、明 また、 本県は、 江戸時代まで

-えひめの地形と県名の由来―

はじめに

四国は島国でありかつ山国で

うつくしい女神ということにな 国にやどる女神であり、「愛媛. るようである。 の県名の意味は、かわいい姫 採ったもので、「愛比売」は伊予 予ノ国を愛比売と謂い」から この愛媛は「古事記」の

美しい響きをもつ県名であらわ そこに住む人々のぬくもりのあ したものと考えられている。 る温厚な人柄を「愛媛」という 伊予国のうつくしい風土と、

道行セ 95.11

津街道 (37.11) 宇和海路 (池川) 街 道 讃 岐 街 道 (松 (金毘羅) 1~11 山~川之江) 今治街道(松 1,12~19 久万街道(池 1,20~26 大洲街道(大 洲~松 1,27-32 宇和島街道 (宇和島~大 宿毛街道(宿 毛~宇和島) 35-39 太政官通(今 治~新 宫) A 越智駅(今 B 周 敷 駅 (壬生川) ② 新 居 駅 (新居浜) D 近井駅(土 居) E 大 岡 駅 (川之江) D山背駅(新宮) ------土佐街道 (川之江一立 川)

> 注)桜三里街道(松山~小松)、金毘羅街道(三芳~川之江)、 土佐街道(松山~東川)という場合もある。 資料:愛媛県史 地誌 I (総論) 一部修正加筆

図 2 愛媛県の街道と遍路道

も諸 道 道 日 の整備を行い、 大名の手で脇街道と 本橋を起点に五街道 州 Ш 街 道 道 日 を定め、 光街道 地方に 徳川 甲 か お 交 府 州 Ļ٦ 江

义

たが、

この

時代、

伊予は

紀 を

「道後温泉

0)

道

後

国を含む南街 鎖岐の国 いなき

道

0 0)

名称 温泉

は

伊

予

Ò

玉

府

より以

西

坂

から伊予の

国 府 府

全 ЙÌ

たと考えられている。

は

官道の後にあっ

て道後とな

Ť

お

各街

道

(太政官道)

を整備

Ŧ.

市

通じ

た道

が

あ

つ

た。

近世に

になっ

て

幕

は

都と地方国

|府との緊密な連絡

なみに

全国的に有名な日

1本最古

(東海 往ずまかん 通制 7 街

る街道が存在した。

た。 呼ば 本県に お た主要街道が整備 ij ても 図 2 1. にみら 3

は交通 はなか それほど進んでいなかった。 治上の目的によって整備さ もので、 この街道は、 伊予における街道の整備は 制 っ 物資の輸送が主目的 度が整備され たことから、 参勤交代など 全国的 7 らく n 中 政

事上に ぱら海路を利用したことや、 れている。 参勤交代は陸路をとらずにも それほどなか なぜならば、 お ķ ても街道整備の必 · つ 伊予の各藩は、 たためと言 軍 わ 要

あ お 愛媛県の ŋ 国でありかつ 地 形 心は最 初に述 山 国で べ た

海運 中心 東京 n 内 また県 地 によるほか交通の便ももた さらに 海 と海によ 大阪などの政治経済 と豊後水道側に二端みご 内の各地域は大きく 山地によって細 つ て隔てられ 0

n

n

トワークの発達が常に遅れをトワークの発達が常に遅れをトワークの発達した瀬戸内海に面ら船運の発達した瀬戸内海に面した地域では、波静かな海を利用した航路網が四通八達していて、決して交通の不便な地域と

(2) 遍路道

である。
である。
である。
である。
である。

はないが、既に平安時代の末期である。

にはその素地ができていたと思 の四〇番札所にはその素地ができていたと思 の四〇番札所はその名の通 さるもあるが ころもあるが と 生活や経済活

ず 山 岐阿波土佐の海辺の廻り也。 て、 仏の道を行ける僧、三人伴なひ たものである。 場から発生したものであって、 初 ひけり。」とあり、「四国遍路」の にければ浜の辺に出むことを願 の僧共、 わ やがて一般庶民にも普及してい めは、 れ、「今昔物語集」には、「今昔、 四国の辺地と云は、 に踏入にけり。 専ら修業僧の修業の道 其を廻けるに思いかけ 深き山に迷 伊予讃 其

と推定されている。 と推定されている。 と推定されている。 ○○○人に近い数になる 戸時代になってであり、江戸時戸時代になってであり、江戸時戸時代になってであり、江戸時

本県内には、南宇和郡御荘町本県内には、南宇和郡御荘町の四○番札所観自在寺を皮切りの四○番札所があるが、遍路道に二六の札所があるが、遍路道に二六の札所があるが、遍路道に二六の札所があるが、過路道に二六の札所があるが、過路道に二六の札所があるが、過路道であるが、一般庶民の日常と活や経済活動に密着せず、他生活や経済活動に密着せず、他生活や経済活動に密着せず、他生活や経済活動に密着せず、他生活や経済活動に密着せず、他生活や経済活動に密着せず、他生活や経済活動に密着せず、他生活や経済活動に変している。

目指して、

生活優先、文化重視

潤いと活力のある愛媛づくりを

らなかったのである。

備されている。「四国のみち」に衣替えして整消滅しかけていたが、現在では、すものの夏草に覆われ、静かにするのの夏草に覆われ、静かにするの過路道は、昔の風情を残

土佐街道(現国道三三号) 近代的道路への発展

の発展―

られ、 制時代の旧街道がそのまま用 く示されている。 当時の県の道路行政の実状がよ といわれていたとのことであり、 にかけては「愛媛県に道路なし」 道路の整備は殆どなされず、 明 かしながら、現在、 治 明治初年から二〇年ころ 初期に おいても、 本県は、 本県 藩 0

(1) 土佐街道から国道三三号へである土佐街道(現国道三三号)を例にして紹介したい。

の経緯・土佐街道から国道三三号・

として完成した。
として完成した。
として完成した。

道二三号に編入され、昭和二七九年四月一日から施行されたことに伴い、県道松山高知線として認定され、その後、昭和二○とに伴い、県道松山高知線としている。

を図っているところである。

取り組み、

県土の均衡ある発展

特に交通基盤の整備に積極的に

の生活文化県政を推進する中で、

土佐街道を通行するにあたっ

定され現在に至っている。 市 (2) 実延長一二四 難所三坂峠 km として指

が、

この道路は城下町と久万地

Ł \underbrace{m}

続き、

難所中の難所であっ

た km

から峠まで急峻坂道が二

域を結ぶ重要なルートであると

入され、 般国道三三号 昭和四〇年四月 (高知市~ 松山 日に

に指定された。 年 に建設大臣が管理する区間に編 また、昭和三八年五月 一二月四日に 級国道三三号 0 $\widetilde{\mathsf{H}}$

て最大の難所が

「三坂峠」 であ

までの最後の部落 穴郡久万町との境界にある標高 七二〇mの峠であり、 この三坂峠は、 松山市と上浮 (標高三〇〇 峠に至る

表 1 国道33号関係年表

年	記事
藩政時代	土佐街道と称されていた。
明治19年(1886)	従来の土佐街道の西に砥部から三坂峠に通ずる三
	坂峠道の建設が始まる (竣工同27年)。
大正9年(1920)4月1日	県道松山-高知線として認定される。
昭和20年(1945)1月8日	23号国道に指定(内務省告示第1号)される。
〃 27年(1952)12月4日	一級国道33号に指定(政令第177号)される。
〃 34年(1959)	美川村河口橋の建設に着工 (一次改築工事の開始)
" 37~41年(1962~66)	三坂峠、砥部坂の改築工事が行われる。
〃 40年(1965) 3 月29日	一般国道33号に指定(政令第58号)。
〃 41年(1966)	二次改築工事が始まる。
〃 42年(1967)7月	全区間が直轄管理となる。
〃 43年(1968) 3月	一次改築がすべて完了。
〃 57年(1982)3月	砥部道路が全線二車線(暫定)で供用開始(着工
	は48年)。

資料:「四国地方建設局20年史」(昭和53年、建設省四国地方建設局)等をもとに 豊田作成

|三坂馬子歌

二坂越えりや雪降りかかる

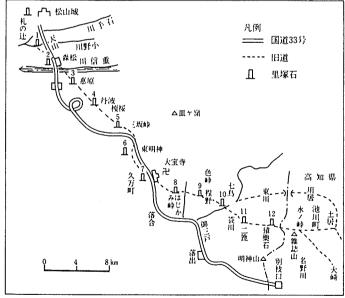


図 3 土佐街道 (愛媛県内)

がこの難所に挑んだのである。 5 るので、 歌ったものであろうと推察され る手綱を握り締め、 忘れてはならない馬子歌がある。 この三坂峠の交通を語るのに、 ともに、 峠を越える馬子たちは、 荷駄の往来も多く、馬子達 遍路道であったことか 一部を紹介したい。 哀調切々と 凍え

ホイホイ

帰りやとうきび煮て食わそ 馬よ歩けよくつ買うてはかそ

馬よ歩けよくつ買うてはかそ 足五文の安ぐつを

ホイホイ

/ 三津浜

図 4

4 \$4

伊豫

61,345

須崎

土佐

佐川

(渡辺茂雄著「四国新道の建設者大久保諶之丞」より引用)

松山

四国新道の略図

ホイホイ もどりや妻子が泣きかかる

むごいもんぞや明神馬子は 二坂夜でて夜もどる

(以下略)

ホイホイ

土佐街道の整備 -四国新道の開削―

荷物運搬に大型の荷馬車が登場 しはじめたため、 県内の道路も、 次第に整備さ 明治中期から

> らであった。 夜明けは、「四国新道」の敷設か れだしたが、愛媛の近代道路の

らの陳情で、愛媛・高知・徳島 之丞の提唱や上浮穴郡長檜垣伸 の三県が協力して、現在の国道 四国新道は、讃岐の大久保諶

受けて、 の三分の一について国庫補助を の開削を計画したもので、 三二号と三三号に相当する新道 明治一九年四月琴平で 費用

たものである。

た土佐街道は、

明治二五年に竣

この四国新道として整備され

駆となったのである。 名実ともに四国の近代道路の先 工したが、この道路の構造規格 は当時としては画期的なもので、

削に当った人々のうたった「新 道開削かぞえ唄」(作者・郡長檜 土佐街道のうち三坂新道の開

垣伸) 歌には工事の目的や願望がよく が残されているが、この

四ツトセ

ヨク測量セー

歌い込まれているので全文を紹

介する。

ーツトセ 人の知りたる伊予土佐の

丸亀

。 琴平) 金蔵寺

32,301

-池田

讃岐

阿波

---県境

(数字はメートル)

起工式を行い

同二七年完成し

(「海南新聞」明治39年9月24日付による)

知事

図 5 四国新道開削の戯画

六ツトセ ソレ破裂薬 往来に不自由のないように

七ツトセ 難所の工事は 黒川

通路は山また山ばかり

ニットセ ふだんの運輸も戦時にも ソレ開削セー

三ツトセ ソレ国のためー

通行便利が第一よ

一間三尺勾配に

道は馬車道四間幅

前代未聞大事業 よもだたのみじゃ出来はせぬ

五ツトセ ミナ熱心セー 岩も掘り割れ山もぬけ

この開削を むつかしうても三年の 月日のうちにはしあげたい ソレ突キ通セー 大見槍, 三坂

官金ばかりを当てにせず 出し夫は一村に百人余 約束極めし村々の 工事のつもりは三十万 ソレ精ヲ出セー

土予国境で 開通式をばしてみたい 通りぞめには賑やかに 街道の利用形態

ミナ負担せよ

この街道が四国新道として完

した当時は、

自動車がない時

路でしかなかった。 代であり、馬車が通るための道

ドも残っている。 馬車の前を人が走り、時おり対 明治三一年であり、下り坂では、 な声で合図したというエピソー してくる馬車や人力車に、大き 客馬車が初めて通ったのは、

すでに明治二五年に完通させて きるだけの幅員をもつ道路を、 年からと記録に残っている。 省営バスとよんだ) は昭和一〇 大正三年で、国鉄バス(当時は トラックが初めて走ったのは しかしながら、バスが往来で

> いわれる。 ら気ちがいよばわりされたとも た郡長檜垣伸は、 道幅であるため、 (完成当時は、あまりにも広い

S形曲線のため車の対向離合も 不能となっていたのである。 冬期には雪のためたびたび通行 車の転落事故も多く、さらには、 容易でなく、見通しも悪いため 屈曲線が三五カ所と多く、また 坂峠では延長四・四㎞の平均勾 脈を縫った道路であり、特に三 配が六・二% (最大一〇%)、小 この道路が、川や谷に沿い山

この三坂峠を一変させたのは 戦後における道路の発展

である。 現在の国道三三号になってから 昭和三二年から一〇年の歳月と 一車線の道路として改良された 四〇億円という巨費を費やし、

いたのは感嘆せざるを得ない。 開削に努力し 一部の人々か 随道と塩ケ森随道の二つのトン は たにしたのである。 ネルが山をつらぬき、装いを新 松山から久万町までの所要時 いくつもの山を削り、

間は、 になったのである。 は、 れ、かつては陸の孤島と呼ばれ た時代もあった久万叮も、現在 ていたのが、約五○分に短縮さ 松山への通勤・通学が可能 戦前は二時間近くかか

の解消にまでは至らなかった。

だが、四国新道は難所三坂峠

国道三三号の今後の展望

せて、 洋を結ぶ国土の横断軸をなす極 めて重要な幹線道路である。 むすんでいるわけであるが、 愛媛県と高知県の県庁所在地を 目的地が土佐(高知県)であり たのは、当然のことながら最終 路が「土佐街道」と呼ばれてい 着目して述べてきたが、この道 いて、これまで愛知県内だけに 国道三三号の整備の経緯につ 日本海、 瀬戸内海、太平

密着した生活道路であるととも また、 通学、 沿線地域にとって、 医療など日常生活に 通

曲がりくねったでこぼこ国道





改修急ピッチ三坂峠(昭41年1月当時)

71 道行セ 95.11

域高規格道路の「計画路線 とから、 と地域の活性化のために、 ための道路であり、 0 に に大きな役割を果たしているこ 出荷や、 高原野菜など地域の生産物 平成六年一二月には地 観光など産業振興 生活の充実 非常 一高

0 凍結があるなど、 急峻なことや、 七二〇mもあり、 良が進んだといっても、 km として指定されている。 三坂峠については、 冬期には積雪や また、 通行規制は現 地形が 標高は 改

知松山自動車道

概略延長

0

備区間」 九 されていない状況であるが、 む区間が地域高規格道路の 七年八月に、この三坂峠を含 の難所というイメージが払拭 \underbrace{km} として指定されたのであ |(国道三三号 三坂道路 「整 亚

向けての発展を目指し、

瀬

芦内

向けて、

四国縦貫・

西

成する循環交通ルートの形成に 海を中心とする広域経済圏を構 通

在もたびたびあることから、

交

る 悪名を振り払う時がきたのであ であった「三坂峠」に、 これまで長い間 難所の代名 遂に

る太平洋

は 道

もとより、

峡 特

iv

胸膨らませている人々は図り n ないのである。 玉 |道三三号の将来に、

四 ―これからの愛媛の道路-おわりに

久しかった四国縦貫自動 高速交通時代を迎えている。 道路で結ばれるという本格的な 都松山が四国各県や本州と高速 いよ西条~川内間が開通し、 境は、平成六年一一月に、 てきたが、近年、 いう一つの道路を例にして述べ を「土佐街道」(国道三三号)と 本県は、 これまで、本県の道路の発展 これから二一世紀に 本県の道路環 革道の 待望 県

期待に 知 ž 日 一本海、

でいるところである。 高規格道路等の整備に取り組ん 南北軸の形成につながる地域 瀬戸内海、 太平洋を結

ているところである。 積極的に道路行政の推進を図 トワークを県土に構築するため、 成を図り、 や生活圏内三〇分交通網等の形 また、 県内一時間高速交通 ハイモビリティネッ

本県の道路は、 たされているとはいえなかった 伊予の国の時代、 着実に歩みを続 必ずし も満

けている

にそのポイントとなる豊子海 ートの早期実現、 [瀬戸自動車道の建設促進 :新国土軸構想の推進 新たな東西軸とな 横断自動車 さらには

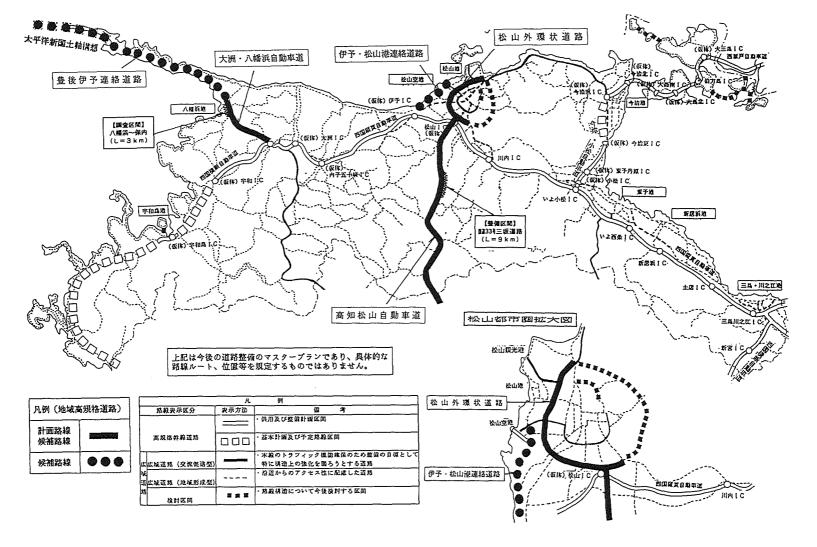


図 6 愛媛県広域道路網マスタープラン

•
B
•
圆
•
•
B
•
暾
:

世界の動き	国内の動き	道路行政の動き
月-日 事 項	月-日 事 項	月•日 事 項
10・2 ○フランス国防省が南太平洋・ファンガタウファ環礁で 9	・26 ○大和銀行(本社大阪市)が同行ニューヨーク支店で、	10・7│○道路審議会環境部会が、今後の道路環境整備のあり方
たと発表。九月]	井口俊英・元嘱託行員(四四)	についての第一回部会を開催した。
験に次いで二回目。	投資を続け、この穴埋めとして同行の有価証券を無断で	12 │○磐越自動車道の竜ケ岳トンネルの開通式が行われた。
3 │○朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)へのコメ追加支援 │	売買し、この結果、約一一億ドル(約一、一〇〇億円)	同トンネルは長さ三、六五九mで、磐越自動車道
について、日本と北朝鮮が合意。北朝鮮に二〇万トンを	の損失を受けたと、発表した。	長約二一三㎞)の中でも最長のトンネル。磐越自動車道
延べ払い輸出することになり、六月に合意した一次分と	29 ○米兵による少女暴行事件に絡んで大田昌秀沖縄県知事	は一九九七年度末の開通を目指している。
合わせると計五〇万トンを支援することになる。	が、県内の反戦地主らが所有する米軍用地の強制使用手	19 ○二一世紀初頭の全線開通を目指している第二東名・名
12 ○ボスニア・ヘルツェゴビナ政府(モスレム人勢力)と	続きについて、国から求められていた土地調書などの代	神高速道路(東京~神戸間約四九〇㎞)の起工式が愛知
	理署名を拒否する意向を表明。	県東海市で行われた。同高速道路の起工式は全国で初めて。
ボスニア全土が対象。	○政府が閣議で第二次補正予算案の概要を決定。総額五	○三菱重工業が、時速一二○㎞で走る車から通行料を自
13 〇欧州自動車生産者連盟が欧州連合 (EC) の今年一~	兆三、二五二億円で、補正予算の規模としては過去最大。	動的に引落とす料金徴収システム(EPR)の第一号機
九月の新車自動車販売台数を発表。総数九〇六万台で、	先に決定した総事業規模一四兆円の経済対策の一環とし	(フィリップス・シンガポールと共同開発) をシンガポー
前年同期比〇・四%の徴増。このうち現地生産を含む日	て具体化した。	ル政府から受注した、と発表。
系車は、一○・九%を占めたが、前年同期に比べると○・ 10	・2 〇田沢智治法相が、村山富市首相に辞表を提出、後任に	24 │○全国高速自動車国道建設協議会(会長平松守彦大分県
二ポイント下回った。	宮沢弘参院議員(自民党)が、任命された。	知事)が、今年末の予算編成に向けて、平成八年度の高
18 ○米大手自動車メーカー、フォード・モーターが今年第	17 ○政府が宗教法人法改正案を閣議決定、国会に提出した。	速自動車国道の建設予算の満額確保などを要求した。
三・四半期の決算を発表。純益は三億五、七〇〇万ドル	広域的に活動する宗教法人の所轄庁を都道府県知事から	
で、前年同期比約六八%の大幅減益。米国内の自動車販	文部大臣に移管するのが、改正案の柱となっている。	
売台数は八六万九、○○○台で、前年同期比一二%の減少。	19 ○宝珠山昇防衛施設庁長官が衛藤征士郎防衛庁長官に辞	
○米商務省が八月の貿易統計を発表。貿易赤字は八八億	表を提出。沖縄の米軍用地強制使用の代理署名について	
一、八〇〇万ドルで、前月に比べ二一・二%減少。航空	「村山首相が代行すべきだ」と批判的な発言をした責任	
機、コンピュータ周辺機器、半導体などの輸出が好調。	を取った。	
,		





を備え、手足は物を握るのに適する」とある。 脳はよく発達し、 霊長目という科目に属しているそうである。 辞書で霊長目を引くと、 生物学の分類によれば、 顔は短く胸部に一対の乳房 「哺乳類の一目で大 人類は猿類と共に

長ではない。というやゝこしいことになる。 な力を持つすぐれたもの・万物のかしら・人 目とは随分むづかしい語を使ったものだ。 霊長を広辞苑で引いてみると、「霊妙不思議 とある。 人類でないので文字本来の意味での霊 とすると猿類は霊長目には属す

で処理した理由がわかる。

それにしても霊長

日本では神仏混淆の時代が長く続いたから、

話がむづかしくなった、

話題を変えたい。

この説明によれば人類と猿類を同じ科目の中

権威あるとされる辞書が表現方法を変えると 改訂されていたのである。 るのは三版本である。 私は家では広辞苑の一版本を使い、 を引き比べてみた。 までは同じ表現だったが、三版本で人類となっ いうのは、 いるのに、 大変なことだったと思う。 一版本では人間となっている。 すると霊妙不思議な…… この二つの辞書で霊長 理由は判らないが 職場にあ 私はむ

うみ改訂しない方がよかったと思うのだが

物の名ズバリではない。

これは両者別々の

ねづみを子・牛を丑

・虎を寅のように動

注

意するのも処世の術である。

不気味である。

人からうらみを買わないよう

二支は人間に身近な十二の動物となっている

だと思ったら、

猿とは関係がないらしい。 申が威儀の衣を着たのが神

ネ扁に申である。 き☆

の、十二支の猿は申と書く。

神という文字は

だったら今一つピンとこないだろう。

縁起も

立つ倫理的な生き物だからである。 は人間とは文字どおり人と人との間柄 いうことになるのではなかろうか。 妙不思議な力を持つものと観念すれば人間と に分類すれば人類になるし、 ある。 教育でいう理科と文科の違いぐらいの距離 れはともかくとして、 人という存在を科学として冒頭のよう 人類と人間とは学校 霊長のように霊 と言うの で成り

かゞめ、 権威に対する人々の姿勢を示す処世の術にも の鬼門に向って、 た三匹の猿が、 猿な 神社仏閣を飾る彫刻も多様である。 通用する。 て見える。 見ざる、聞かざる、 その姿が人に似ているから、 これが猿でなく、 一猿のこのかたちは、 鬼神の通りみちである東北隅 恭順の意を表すように身を 言わざるの恰好をし 四本足の牛や馬 人間社会で 例えば三 おどけ

> 源は紐だというし、 よかろう。 形だから、 によれば神の字のタテの棒は霊の依代だと 座している義だから、 が習合したもの、 日の字はその依代を棒げ持っている手の 今日の神主さんの姿を連想すれ 寅の字は人が家の中、 ようである。 虎とは関係ない。 現に Œε

性が真夜中に、 語や能楽に出て来る呪いは恨。 つけて呪う。 せば晴れる陽性だが、 をジーと恨みとおすのである。怨は相手を である。 信長に対する明智光秀、 とは人をうらみ、 中に人が人をうらむ、怨恨も入れねばなら さて、 口に怨恨と言っても、 のなり。」とある。 しかも禍が一族にまで影響する。 一方恨とは怨よりも陰にこもったうら 恨む方も倒れるかわり恨まれる方も倒 霊長の説明 あの丑の刻参りはどう考えて 大木の幹に人形を金釘で打 「心に止まり、 報復することをいう。 恨をいだいた人が、 にある霊妙不思議な力の 恨は陰性だからおそろ 忠臣藏などは怨であ 怨と恨とは違う。 恨みを持つ女 怨の至極深 源氏

12月号の特集テーマは「国土軸、地域連携軸と道路整備」の予定です。

月刊「道路行政セミナー」

監 修:建設省道路局

発行人:中村 春男 道路広報センター

〒102 東京都千代田区一番町10番6 一番町野田ビル 5 階 TEL 03 (3234) 4310 · 4349 定価700円(本体価格679円) FAX 03 (3234) 4471

〈年間送料共8.400円〉

振込銀行:富士銀行虎ノ門支店 口座番号:普通預金771303 口座名:道路広報センター